

和歌山市監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づき、包括外部監査人から、監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により別添のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 25 日

和歌山市監査委員	森 田 昌 伸
同 上	柳 野 純 夫
同 上	古 川 祐 典
同 上	中 谷 謙 二

令和 6 年度包括外部監査結果報告書

「防災に関する財務事務の執行について」

令和 7 年 2 月 17 日

和歌山市包括外部監査人

公認会計士 大川 幸一

目 次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類	1
【2】選定した特定の事件（テーマ）	1
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
【4】外部監査の方法	2
【5】外部監査の実施時期	2
【6】包括外部監査人補助者の資格と氏名	2
【7】監査の結果及び意見の区分	2
【8】利害関係	3
第2 市の災害対策の概況	4
【1】市の概況	4
【2】市の災害対策	5
【3】監査対象	10
第3 監査の結果及び意見	16
A 監査の結果及び意見の要約	
【1】監査の結果及び意見の要約	16
B 防災に関する計画全般に関する意見	
【1】各種計画の関係	23
1. 概要	23
2. 監査の結果及び意見	23
(1) 各計画の関連性について（意見）	23
【2】長期総合計画の防災に関する全般的事項	24
1. 概要	24
2. 監査の結果及び意見	25
(1) 災害に強いまちづくりの推進（施策4-4-1）に対するまちづくり指標について（意見）	25

C 防災に関する各事業に関する意見

【1】施策4-4-1 災害に強いまちづくりの推進.....	26
1-1. 取組方針1 防災空間、道路及び河川の整備	26
1-2. 主な事業の概要	26
1-3. 監査の結果及び意見	26
2-1. 取組方針2 建築物等の災害予防	27
2-2. 主な事業の概要	27
2-3. 監査の結果及び意見	28
(1) 住宅耐震改修事業における、工事設計の再審査の基準について（意見）	28
(2) 木造住宅耐震診断事業における、耐震診断受付一覧表への受付日付の入力誤りに ついて（意見）	29
(3) 耐震改修補助事業の市民への周知方法について（意見）	30
3-1. 取組方針3 土砂災害・水害の予防対策の推進	31
3-2. 主な事業の概要	31
3-3. その他の事業に関する概要	31
3-4. 監査の結果及び意見	33
(1) 随意契約（東松江ポンプ場計装設備点検業務）の理由書について（意見）	33
(2) 随意契約（羽鳥橋第2排水ポンプ場1号ポンプ取替修繕）の理由書について（意 見）	33
4-1. 取組方針4 ライフラインの確保	35
4-2. 主な事業の概要	35
4-3. 監査の結果及び意見	35
5-1. 取組方針5 復旧・復興計画の事前策定	36
5-2. 主な事業の概要	36
5-3. 監査の結果及び意見	36
(1) 長期総合計画における当事業の現状評価の記載内容について（意見）	36
【2】施策4-4-2 災害に強い人づくりの推進.....	38
1-1. 取組方針1 自助の強化	38
1-2. 主な事業の概要	38
1-3. 監査の結果及び意見	40
(1) ため池ハザードマップの表記のバラつきについて（意見）	40
(2) ため池ハザードマップの見やすさについて（意見）	43
(3) ため池ハザードマップの周知について（意見）	43

2-1. 取組方針2 地域防災力の強化	45
2-2. 主な事業の概要	45
2-3. 監査の結果及び意見	46
(1) 家具転倒防止用固定金具取付件数の目標値の設定について（意見）	46
(2) 自主防災組織への補助金に係る実績報告の添付資料について（意見）	47
3-1. 取組方針3 事業者の防災力の強化	50
3-2. 主な事業の概要	50
3-3. 監査の結果及び意見	51
(1) 事業者の防災力強化事業に対する評価方法について（意見）	51
(2) BCP作成の必要性の周知について（意見）	51
【3】施策4-4-3 災害等に強い体制づくりの推進	52
1-1. 取組方針1 情報伝達体制の強化	52
1-2. 主な事業の概要	52
1-3. 監査の結果及び意見	53
(1) 長期総合計画における防災情報システム整備事業の現状評価の記載内容について （意見）	53
2-1. 取組方針2 避難体制及び避難所運営体制の構築	54
2-2. 主な事業の概要	54
2-3. 監査の結果及び意見	56
(1) 避難所に直接備蓄すべき品目及び目標数量について（意見）	56
(2) 避難所備蓄品と避難所運営物品について（意見）	58
(3) 避難所倉庫の視察による監査結果について（意見）	59
(4) 避難所の季節を考慮した対策について（意見）	60
3-1. 取組方針3 被災者生活支援体制の整備	62
3-2. 主な事業の概要	62
3-3. 監査の結果及び意見	64
(1) 備蓄品の保管場所について（意見）	64
(2) 備蓄倉庫の視察による監査結果について（意見）	65
4-1. 取組方針4 応援体制の推進	67
4-2. 主な事業の概要	67
4-3. 監査の結果及び意見	68
5-1. 取組方針5 緊急事態に対する体制整備	68

【4】その他	69
1. 監査の結果及び意見	69
（1）ホームページに掲載されている公表資料について（意見）	69

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件（テーマ）

1. 包括外部監査対象

防災に関する財務事務の執行について

2. 包括外部監査対象期間

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

ただし、必要に応じて過年度及び令和6年度の一部についても監査対象とした。

【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

近年、日本の各地では地震、津波、台風等の自然災害が頻発しており、毎年多くの被害が発生している。直近では、令和6年1月1日に起きた能登半島地震にて多くの被災者が発生し、洪水、停電、断水などによって市民の生活が脅かされている状況が今でも続いている。和歌山市で発生する自然災害は、台風や豪雨によってもたらされる風水害が主なものであるが、平成26年に南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されており、南海トラフ地震が発生した場合、これまで以上の甚大な被害を受けることが想定されているため、より一層防災対策を強固にしていく状況に直面している。

このような状況から市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市の防災に関する基本的かつ総合的な計画として「和歌山市地域防災計画」が策定され、地域の防災力の向上、減災目標の達成、災害応急対応力の強化、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が掲げられ、減災社会の実現を目指した取り組みが行われている。さらに、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月）に基づき策定された「和歌山市国土強靱化地域計画」では、地方公共団体や民間事業者を含めたすべての関係者が総力をあげて、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりを実現することを目的とした活動が掲げられている。

以上のことから、合規性並びに、経済性、効率性及び有効性の観点で、計画に基づき実施されている防災に関する財務事務の執行について検討することは有意義であると考え、監査テーマとして選定した。

【4】外部監査の方法

1. 監査対象

監査対象としては、市の全部局とした。

2. 監査要点

- ・防災に関する財務事務が、関係する法令や条例等に準拠して行われているか。
- ・防災に関する財務事務の執行が効率的かつ効果的に行われているか。
- ・防災に関する備蓄の管理が適切に行われているか。

3. 実施した主な監査手続

- ・市担当者への質問、各種条例等規程、関係書類の閲覧及び分析
- ・防災に関するデータの入手及び分析
- ・避難所及び備蓄倉庫の視察

【5】外部監査の実施時期

令和6年4月1日から令和7年2月17日まで

【6】包括外部監査人補助者の資格と氏名

公認会計士	寺川徹也
公認会計士	村尾伸之
公認会計士	長田有加
公認会計士	折元裕
公認会計士	勝間田修一

【7】監査の結果及び意見の区分

本報告書での指摘の取扱い、監査の「結果」と「意見」に区分している。

監査の「結果」（地方自治法第 252 条の 37 第 5 項）とは、「事務の執行」における
合規性（適法性と正当性）の観点から是正・改善を求めるものである。監査の「意見」
（地方自治法第 252 条の 38 第 2 項）とは、監査の「結果」には該当しないが、合規
性や経済性、効率性、有効性の観点から見て、不合理な事項等を発見した場合に、市
の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のことである。

【8】利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

なお、本報告書に記載した数値については、基本的には表示単位未満を切り捨てているが、入手した資料によっては四捨五入しているものをそのまま表記しているものもある。したがって、表中の金額の合計と内訳が一致しない場合がある。

第2 市の災害対策の概況

【1】市の概況

1. 地勢

市の位置は、紀伊半島の北西部に位置し、東西は東経 135 度 19 分から 135 度 0 分の間、南北は北緯 34 度 9 分から 34 度 19 分の間であり、市域の面積は 208.85k m²を有している。

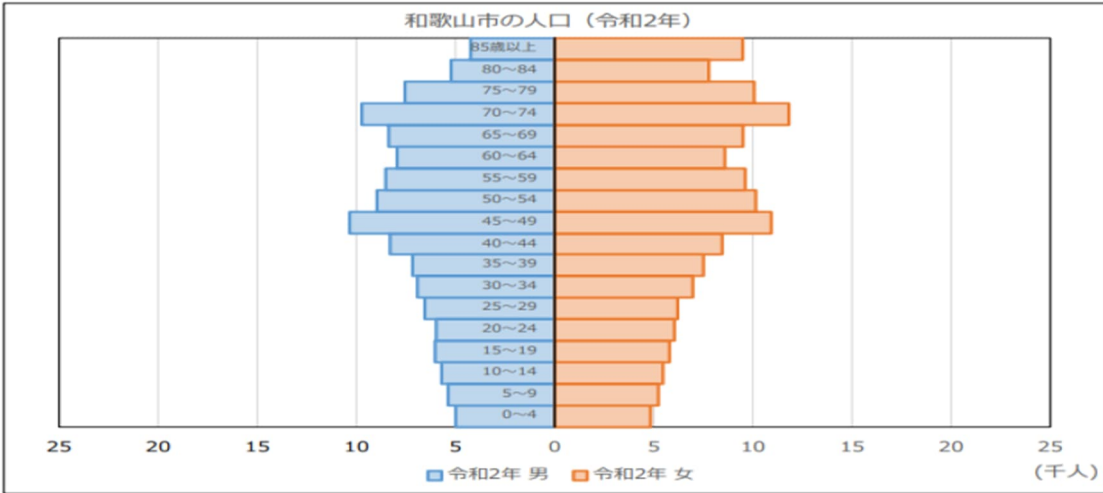
地勢は、おおむね市域を東西に流れる紀の川の河口に形成された扇形の平野を中心として、周辺は北境を東西に連ねる和泉山脈があり、西南部には雑賀丘陵が海に面し、また南部より東部にかけ竜門山系に属する岩橋丘陵等がある。海岸線の一部は瀬戸内海国立公園の一角を占め、奇岩絶壁の景勝地となっている。

2. 人口

市の人口は 356,729 人（国勢調査、令和 2 年 10 月 1 日）である。

総 数 (人)	男 性 (人)	女 性 (人)	世 帯 数 (世帯)	1世帯当たり人数 (人)
356,729	167,947	188,782	157,666	2.26

■年齢別人口階層



年齢	男（人）	女（人）	総数（人）
15歳未満	21,601	20,739	42,340（11.9%）
15歳～64歳	98,698	103,024	201,722（56.5%）
65歳以上	45,956	63,994	109,950（30.8%）
年齢不詳	1,692	1,025	2,717（0.8%）
合計	167,947	188,782	356,729

【2】市の災害対策

1. 防災に関連する計画

市は、防災に関連する種々の計画を策定し、それに沿った災害対策を実施している。第5次和歌山市長期総合計画（以下、「長期総合計画」という。）が市のまちづくりのための最上位計画として存在し、当計画の基本理念を踏まえて、和歌山市地域防災計画が、災害対策基本法に基づき策定されている。和歌山市地域防災計画は、防災における最上位計画として位置づけられている。他には、国土強靱化基本法に基づいた和歌山市国土強靱化地域計画や、災害後の早期復興を図る和歌山市事前復興計画、災害時における行政機能の継続・早期復旧を図る和歌山市業務継続計画等の計画が策定されている。

地域防災計画は、これらの計画さらには、防災に関連するその他の計画とも整合している。防災に関連する計画は下表の通りである。

計画	概要	管理部局	根拠法令
長期総合計画 （基本構想・基本計画）	市のまちづくりに関する最上位計画であり、4つの分野別目標「安定した雇用を生み出す産業が元気なまち」「住みたいと選ばれる魅力があふれるまち」「子供たちがいきいきと育つまち」「誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」を示し、10年後の将来都市像「きらり輝く 元気和歌山市」を実現するための計画。	企画政策課	—
長期総合計画 （実施計画）			
和歌山市地域防災計画	市域の災害予防や応急対策等に係る事項を定めた、防災における最上位計画である。	総合防災課	災害対策基本法
和歌山市国土強靱化地域計画	地域の脆弱性評価を踏まえた、強靱な地域づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。	総合防災課	国土強靱化基本法

和歌山市事前復興計画	南海トラフ巨大地震発生後の混乱する状況下においても、早期に復興に関連する応急対応に取り組むため、復興におけるビジョンや実施内容、手順などについて規定した計画。	総合防災課	—
和歌山市業務継続計画	各部の災害時優先業務を整理し、災害時における行政機能の継続や早期復旧を図る。	総合防災課	—
和歌山市受援計画	災害時の受援体制を整備し、必要な人的及び物的資源を確保することを図る。	総合防災課	—
住宅・建築物耐震改修促進計画	住宅・建築物の耐震化を推進するため	建築指導課	建築物の耐震改修の促進に関する法律
和歌山市国民保護計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を、的確に実施することを図る。	総合防災課	国民保護法
和歌山市市有建築物耐震化促進計画	災害時の拠点となる施設や、不特定多数の人の利用が見込まれる施設等について、計画的な耐震化を図る。	総合防災課	—
和歌山市水防計画	水防事務を円滑に実施し、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の軽減を図る。	総合防災課	水防法
和歌山市地区津波避難計画	市民等の生命及び身体の安全確保を図るため、地域の実情に即した津波への対策を図る。	地域安全課	—
和歌山市特定危機事象対処計画	特定危機事象（テロ、感染症、環境汚染等の危機事象）に対処するための共通の、基本的な事項、手順等について定めた計画。	総合防災課	—

2. 市の防災事業において想定される主な災害

近年、市における災害は、台風や豪雨によってもたらされる風水害が主なものであり、今後も、気候変動等による台風の大型化や集中豪雨も懸念されているところである。一方、平成 26 年に、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定され、また、中央構造線断層帯を直下に抱える市としては、地震に対する対策は急務となっている。このような状況を踏まえ、市は、防災における最上位計画である和歌山市地域防災計画において、想定される主な災害として地震被害と風水害を挙げている。

(1) 地震被害

市付近では定常的に地震活動が活発であり、ほとんどがマグニチュード5程度以下の中小規模の地震であるが、有感地震回数は年平均 19 回程度にのぼり、日本で最も有感地震回数の多い地域のひとつである。

市に影響を及ぼす地震は、大きく分けて、太平洋沖の南海トラフで発生する海溝型の地震と活断層で発生する直下型地震の2種類ある。過去に市に大きな被害をもたらした地震災害の多くは、太平洋沖合などのプレート境界付近で発生する海溝型の地震であり、マグニチュード8を超える海溝型の大規模地震が90年から150年の間隔で繰り返し発生し、紀伊半島から四国にかけての広範囲に被害をもたらしている。

【和歌山市に影響を及ぼした主な大規模地震】

684年	天武地震（東海・東南海・南海地震）	マグニチュード8
1096年	永長地震（東海・東南海地震）	マグニチュード8.4
1099年	康和地震（南海地震）	マグニチュード8～8.3
1361年	正平地震（南海・東南海地震）	マグニチュード8～8.5
1605年	慶長地震（東海・東南海・南海地震）	マグニチュード7.9
1707年	宝永地震（東海・東南海・南海地震）	マグニチュード8.6
1854年	安政南海地震（南海地震）	マグニチュード8.4
1854年	安政東海地震（東南海・東海地震）	マグニチュード8.4
1944年	東南海地震	マグニチュード7.9
1946年	南海地震	マグニチュード8.0

また、今後、南海トラフで発生する地震（マグニチュード8～9クラス）の確率は、下表のように予想されている。

■南海トラフで発生する地震の確率（マグニチュード8～9クラス）

今後10年以内	30%程度
今後30年以内	70%～80%
今後50年以内	90%程度もしくはそれ以上

（地震調査研究推進本部 令和5年1月1日時点の評価より）

市が想定している3つの地震とその震度予想は次の通りであり、地震による自然現象（液状化、津波浸水、土砂災害）や、物的及び人的被害の予測が和歌山市地域防災計画にて記載されている。

① 東海・東南海・南海3連動地震：マグニチュード8.7

約100年周期で発生すると想定されるマグニチュード8クラスの地震として、南海トラフにおいて、震源域が静岡県から高知県に及ぶ地震を想定している。この場合、紀の川沿いの低地部を中心に市域の大部分が震度6弱の揺れとなり、河口付近に形成された砂丘の周辺では震度5強と予想されている。また、和泉山脈一帯では震度5強の揺れが予想されているが、市域の北東部「滝畑」付近は震度5弱とされている。

② 南海トラフ巨大地震：マグニチュード9.1

千年に一度、1万年に一度と想定されるマグニチュード9クラスの地震として、震源域が静岡県から宮崎県に及ぶ地震を想定している。この場合、紀の川沿いの低地部を中心に市域の大部分が震度6強の揺れとなり、地盤の弱い沿岸平野部では震度7の揺れが予想されている。また、和泉山脈一帯では震度6弱の揺れが予想されている。

③ 中央構造線の地震：マグニチュード8.0

市北部に存在する中央構造線が活動することによって起きる地震を想定している。この場合では、市の大部分で震度6強の揺れとなり、紀の川沿いの低地部では震度7に達することが予想される。本市近傍の中央構造線を震源としているため、市域全体で大きい揺れが予想されている。

(2) 風水害

市は古くから、紀の川の氾濫による水害を被っており、紀の川の水害は、江戸時代には45回の発生が記録されており、昭和9年に発生した室戸台風や昭和34年に発生した伊勢湾台風は甚大な被害をもたらした。

市で近年発生した風水害は以下の通りである。

① 平成12年9月10日から12日にかけて台風と前線による大雨（浸水害）

大型で非常に強い台風第14号が南海上から北上し、日本海に停滞していた前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込み前線活動が活発になり、市では9月10日の夕方から雨が降り出し12日夜にかけ400mmを超える大雨となった。市での被害は、床上浸水50棟、床下浸水859棟等であった。

② 平成21年11月11日前線による大雨（浸水害）

東シナ海の低気圧から四国の南岸を経て紀伊半島にのびる温暖前線に向かって南海上から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となった。市での被害は、死者1名、床上浸水612棟、床下浸水1,768棟等であった。

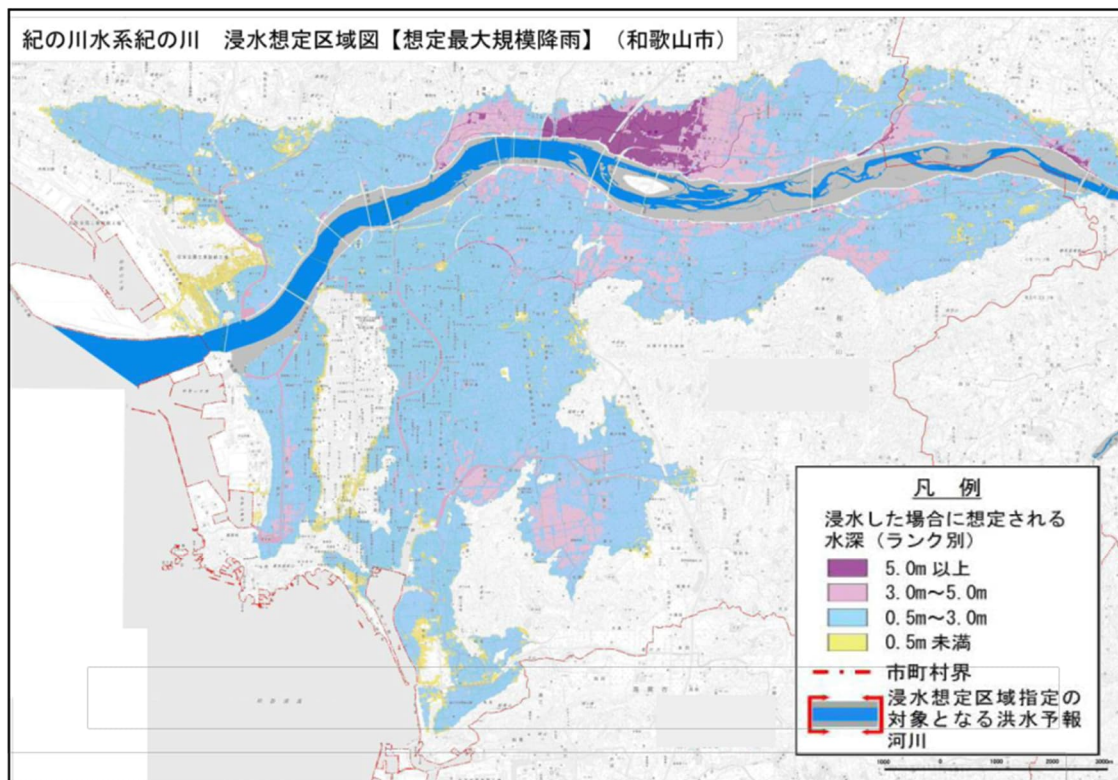
③ 平成 30 年 9 月 4 日の台風第 21 号による暴風

台風第 21 号は、9 月 4 日 12 時前に非常に強い勢力で徳島県南部に上陸し、その後、14 時前には兵庫県神戸市付近に再び上陸し近畿地方を縦断した。市での被害は、全壊 5 棟、大規模半壊 2 棟、半壊 39 棟等であった。

④ 令和 5 年 6 月 2 日から 3 日にかけて台風と前線による大雨

梅雨前線が西日本に停滞し、前線に向かって台風第 2 号周辺の暖かく湿った空気が流れ込んだため大気の状態が非常に不安定となり、近畿地方、四国地方の太平洋側を中心に記録的な大雨となった。市での被害は、床上浸水 71 棟、床下浸水 203 棟等であった。

市が、想定している風水害は、台風及び河川の氾濫であり、過去の甚大な被害をもたらしている紀の川の氾濫による浸水想定は、平成 28 年に国土交通省近畿地方整備局が公表しており、下図の通り市内面積のおよそ半分が浸水する結果となっている。



「紀の川水系紀の川浸水想定区域図」 国土交通省近畿地方整備局 平成28年6月14日公表

【3】監査対象

1. 長期総合計画の概要

市の防災に関連する計画の中では、和歌山市地域防災計画が最上位の計画に位置付けられているが、当計画は、長期総合計画の基本理念を踏まえて策定されたものであり、その点では、長期総合計画の方が上位計画であるといえる。そのため、より上位である長期総合計画を起点に監査を実施することとした。

長期総合計画は、10年後の市の将来都市像を「きらり 輝く 元気和歌山市」と定め、平成 29 年度から令和 8 年度までのまちづくりの方向性を示したものであり、次の 4 つの分野別目標（将来都市像）を示している。

- ① 「安定した雇用を生み出す産業が元気なまち」
- ② 「住みたいと選ばれる魅力があふれるまち」
- ③ 「子供たちがいきいきと育つまち」
- ④ 「誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」

また、当計画内に地域別計画を定め、市内各地域の魅力や特性を踏まえ、地域資源を活用したまちづくりや住民同士による支え合い活動を図っている。

当計画は、基本構想、基本計画、実施計画の 3 段階で構成されている。市は、時代の潮流や様々なまちづくりの課題に的確に対応し、魅力的なまちを創造するためには、市民・事業者・行政などまちづくりに関わるすべての人々が手を携え、一体的な取組を行っていく必要があり、その実現に向けては、本市がめざすべき将来都市像やまちづくりの方向性を明確にし、共有することが重要であるとして、まず基本構想を策定している。基本構想では、「きらり 輝く 元気和歌山市」を将来目指すべき全体像として示し、上述した 4 つの分野別目標（将来都市像）を定めるとともに、その目標の実現に向けた 26 の政策を掲げている。

基本計画は、基本構想を具体化するためのものであり、基本構想で定める 4 つの分野別目標と 26 の政策の下に、55 の施策を展開し、その施策を実現するための取組の方向性を示した取組方針を記載している。また、計画期間中に達成を目指す目標値として施策単位でまちづくり指標を設定している。

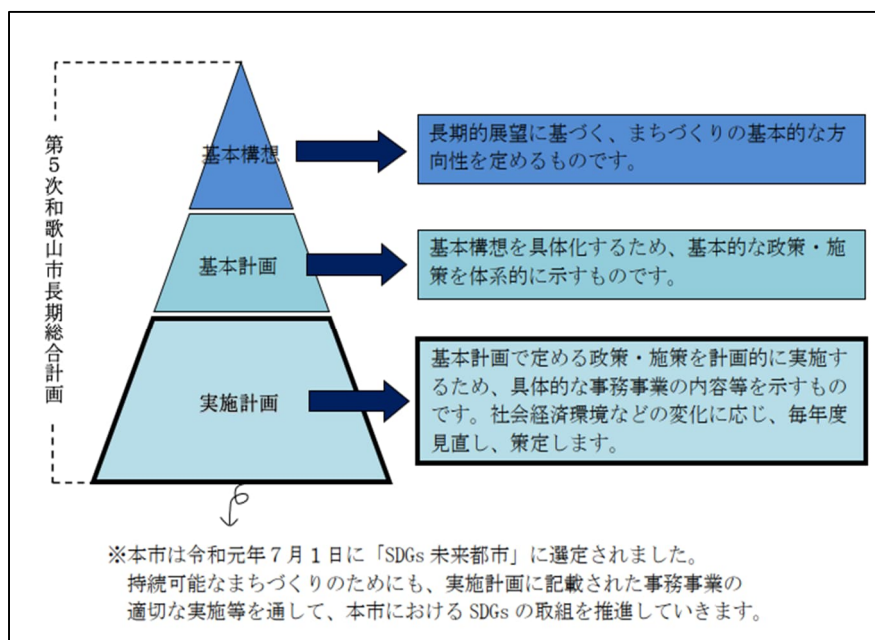
実施計画は、基本計画で定める政策や施策を実現するための具体的な事務事業の内容等を示すとともに、施策を展開するにあたり、事務事業の計画的かつ効果的な執行を図るものである。

なお、基本構想及び基本計画は、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間を計画期間とし、基本計画は社会経済情勢などの変化に応じ、随時見直しを行うものであり、実施計画は 3 年間を計画期間とし、設定したまちづくり指標の進捗状況を明らかにするとともに、社会情勢や市民ニーズに柔軟に対応できるように毎年度見直しを行うこ

ととしている。

このように、長期総合計画は「基本構想—基本計画—実施計画」の3段階で構成され、下図のように整理される。

(長期総合計画 実施計画 令和5年度～令和7年度より)



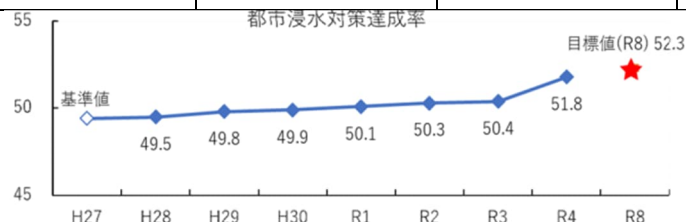
また、市は長期総合計画の各施策とその事務事業の評価を毎年行っており、その評価結果は長期総合計画の実施計画シートに記載される。実施計画シートは長期総合計画において定められた各施策とその取組方針ごとに作成されており、取組方針に基づき実施されている具体的な事務事業のうち、主な事務事業について、事業概要、現状評価、事業費等が記載されている。

実施計画シートの説明（長期総合計画より）

① 政策 4-4 防災体制の充実

② 施策 4-4-1 災害に強いまちづくりの推進

まちづくり指標	基準値 (平成 27 年度)	令和 4 年度末	目標値 (令和 8 年)
都市浸水対策達成率 (公共下水道計画区域内)	49.4%	51.8%	52.3%



④ 取組方針 1 防災空間、道路及び河川の整備

⑤	主な事務事業	【再掲】準用河川改修事業（永山川、平尾川）
	担当課	河川港湾課
	事業概要	現況河川の流下能力不足による浸水被害を軽減するため河道改修及びバイパス河川整備により治水安全度向上を図る。
	現状評価	護岸改修及び橋梁架替工事を施工中である。令和 5 年度末に市道橋 1 橋が完成する予定にしている。
	今後の取組	事業用地の取得に努め事業の進捗を図る。

⑥	事業費 (千円)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	事業費	104,441		
	財源内訳		継続 (拡充)	継続 (拡充)
	国・県支出金	32,333		
	市債	63,400		
	その他	-		
	一般財源	8,708		

- ① 基本構想で定めた政策を示しています。
- ② 基本計画で定めた施策を示しています。
- ③ 基本計画で定めた施策単位でのまちづくり指標と計画期間中に達成をめざす目標値を示すとともに、これまでの実績値の推移をグラフで示しています。
- ④ 基本計画で定めた施策の取組方針を示しています。
- ⑤ 取組方針に基づき実施する具体的な事務事業のうち主なものについて示しています。
- ⑥ ⑤で示した事務事業を推進するため、現年度は事業費を、次年度以降は方向性を示しています。
 - ・ 事業費（財源含む）は、令和 5 年度は当初予算額、令和 6 年度以降は本計画策定時点での想定です。
 - ・ 各事業は本実施計画策定時における国や県の制度等に基づいて作成したものであり、それらの変更・改正等により見直します。

2. 監査対象の事務事業

長期総合計画において、防災と関連性の高い「分野別目標」、「政策」及び「施策」は次の通りであった。

- ① 分野別目標：4「誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」
- ② 政策：4-4「防災体制の充実」
- ③ 施策：4-4-1「災害に強いまちづくりの推進」
 - 4-4-2「災害に強い人づくりの推進」
 - 4-4-3「災害等に強い体制づくりの推進」

施策を進めるにあたり主に市が行うべき取組の方向性を示した取組方針に沿って、各担当課へ防災事業の概要についてヒアリングを行い、監査対象を、取組方針に沿った防災に関連する事務事業とした。具体的には、実施計画シートに記載の「主な事務事業」であるが、必要に応じて「主な事務事業」以外でも取組方針に沿った事務事業を監査対象として追加している。また、長期総合計画以外の防災に関連する各種計画についても監査対象とし、関係する担当課へのヒアリング及び俯瞰することで計画の内容や長期総合計画との関連性を確認した。

なお、過去の包括外部監査の対象となった消防局が関連する事業は対象外とした。

長期総合計画と監査対象とした事務事業の対応（長期総合計画より一部加工して作成）

長期総合計画				監査対象とした 防災に関連する事務事業
分野別 目標	政策	施策	取組方針	
4 誰もが 安心して住み 続けられ る持 続可 能な まち	4-4 防災体 制の充 実	4-4-1 災害に強い まちづく りの推 進	1 防災空間、道路 及び河川の整備	準用河川改修事業（永山 川、平尾川）
			2 建築物等の災害 予防	住宅の耐震改修補助事業
			3 土砂災害・水害 の予防対策の推 進	・公共下水道の雨水排水 事業 ・直川地区排水施設管理 事業（※） ・ポンプ場運転管理事業 （※） ・急傾斜地対策等県工事 負担金事業（※）
			4 ライフラインの 確保	下水道施設の耐震化事業 （マンホールトイレ設置 事業等）
			5 復旧・復興計画 の事前策定	和歌山市地域防災計画整 備事業

		4-4-2 災害に強い 人づくりの 推進	1	自助の強化	防災知識普及事業（防災講座等）
			2	地域防災力の強化	・地域防災事業 ・総合防災訓練等実施事業（※）
			3	事業者の防災力の強化	事業者の防災力強化事業
		4-4-3 災害等に強い体制づくりの推進	1	情報伝達体制の強化	防災情報システム整備事業
			2	避難体制及び避難所運営体制の構築	・避難場所整備事業 ・避難行動要支援者登録事業（※）
			3	被災者生活支援体制の整備	地域防災事業
			4	応援体制の推進	広域応援体制整備事業
			5	緊急事態に対する体制整備	和歌山市地域防災計画整備事業

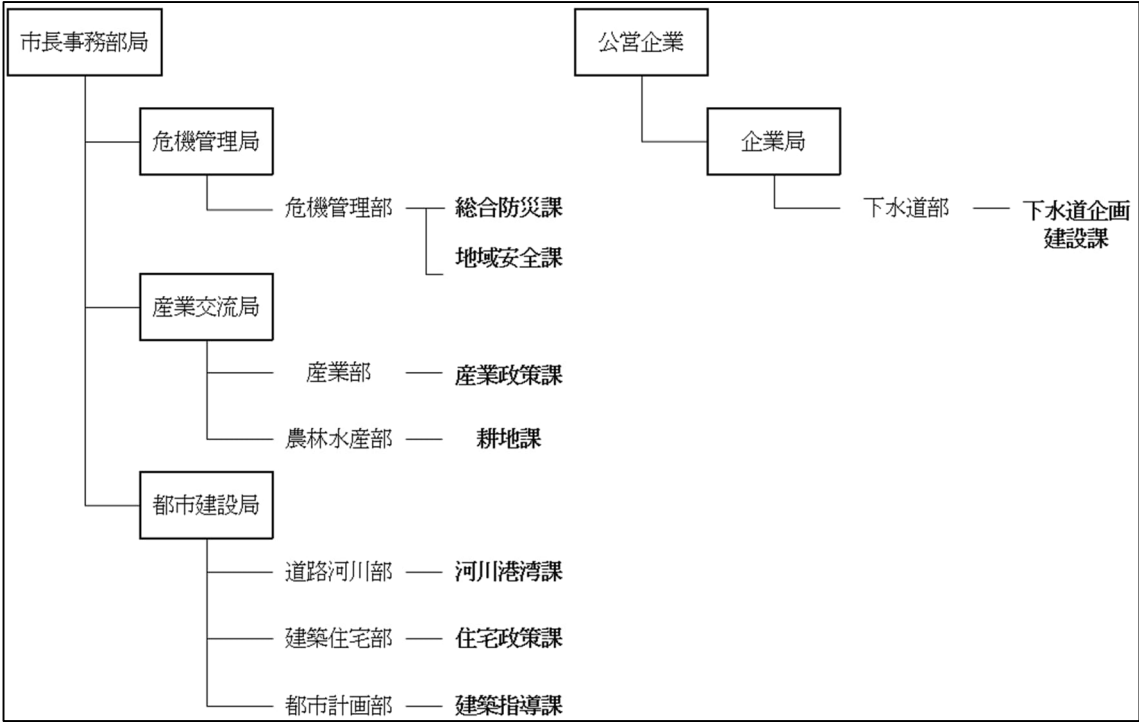
（※）長期総合計画の実施計画シートでは主な事務事業としては挙げられていないが、監査対象に追加した事務事業。

監査対象となる事務事業を担当する課と組織図は次の通りである。

（市行政組織規則より作成）

課	任務
総合防災課	総合的な防災対策を推進し、市民の生命、身体及び財産の保護を目的として、必要な事務を所掌する。
地域安全課	市民生活の安心・安全なくらしの実現を目的として、必要な事務を所掌する。
下水道企画建設課	処理施設等の機能向上及び効率化を目的として、必要な事務を所掌する。
河川港湾課	河川等の適正な機能保持及び活用を目的として、必要な事務を所掌する。
住宅政策課	住宅政策に関する企画及び調整、適正な住宅の安定的確保の推進並びに市営住宅の使用料等の適正な徴収を目的として、必要な事務を所掌する。
産業政策課	経済対策の企画及び調整、雇用環境の充実並びに企業立地の促進を目的として、必要な事務を所掌する。
建築指導課	建築物の適正化を図ることを目的として、必要な事務を所掌する。

(市行政機構図より作成)



第3 監査の結果及び意見

A 監査の結果及び意見の要約

【1】監査の結果及び意見の要約

1. 防災・減災に関する計画

(1) 各計画の関連性について（意見）

長期総合計画は市のまちづくりに関する最上位の計画と位置付けられ、地域防災計画は防災の枠組みの中で上位の計画として位置付けられている。しかし、長期総合計画以外の防災に関連する計画は公表されているもので 11 本あるが（以下「その他の防災に関する計画」）、各計画にどのような内容が記載されているか、各計画の位置づけがどうなっているか、それぞれの計画がどのように関連しているのか、漏れなく重複なく作成されているかどうか、把握するのが困難な状況になっている。

各計画の概要が一目で確認できるような一覧化された資料を作成し、各計画の位置づけ及び関連性が把握できるような樹形図等の理解しやすい図を作成しておくことが望ましい。

(2) 長期総合計画における現状評価

① 和歌山市地域防災計画整備事業の現状評価の記載内容について（意見）

当事業に対する評価の視点としては少なくとも以下が重要と考えられる。

- ・各種防災関係計画が漏れなく作成されているか
- ・各種防災関係計画が、防災活動が総合的かつ計画的に実施されるように整備されているか
- ・地域防災計画の検討や修正が十分であったか

しかし、市は当事業に対して、長期総合計画での現状評価において、「自然災害が懸念されており、ニーズは増大している」という、当事業の必要性に対する評価の記載のみとなっている。

当事業の目的や取組内容を踏まえ、当事業に対する必要性の記載に加え、長期総合計画での現状評価の記載をより充実させることを検討されたい。

② 事業者の防災力強化事業に対する評価方法について（意見）

市は、事業者の防災力強化のためBCPセミナーの実施と事業者へのBCP策定の周知を行っている。当事業に対して、長期総合計画の現状評価において、「一定程度の事業者がセミナーに参加しており、啓発効果が認められる。」と評価している。

しかし、具体的に事業がどの程度事業者の防災力強化に貢献できているかを測定できていない。客観的に評価できるような指標を設定することが望ましい。

③ 防災情報システム整備事業の現状評価の記載内容について（意見）

デジタル技術の向上や外国人の増加、災害の発生頻度の増加等、環境が変化している中で、防災情報システム整備事業に対する評価としては、防災行政無線とその他情報連携に係るシステム機器が現時点でも有効に活用されているか、新たなシステム機器の導入の余地がないかという視点が重要と考える。しかし、市は当事業に対して、長期総合計画での現状評価において、「近年、各地で発生している自然災害に伴い、市民の災害対策の需要は増加している」という、当事業の必要性に対する評価の記載のみとなっている。

防災情報システムの整備事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、当事業の必要性に対する評価に加え、長期総合計画での現状評価の記載をより充実させることを検討されたい。

2. 災害に強いまちづくりの推進に対するまちづくり指標について（意見）

災害に強いまちづくりの推進の「めざす 10 年後の姿」は「地震や豪雨等に備えた都市基盤の整備が進み、災害に強いまちが形成されている。」とされており、主な災害として豪雨等だけでなく地震も想定されているが、まちづくり指標は豪雨等に対する「都市浸水対策達成率」のみであり、地震に対する指標が設定されていない。例えば「市有施設の耐震化率」のような耐震化等に関連する指標を設定することが望ましい。

3. 住宅耐震改修事業における、工事設計の再審査の基準について（意見）

市のホームページによると住宅耐震改修事業の補助金申請後、工事中に変更が発生した場合、申請者は和歌山県建築士会等で設計の再審査を受け、改修工事変更届を市へ提出する必要があると示されている。

しかし、実際に再審査が必要となるケースは、工事箇所や補強方法の大幅な変更など、耐震診断総合評価に大きな影響を及ぼす工事内容の変更がある場合とのことであった。

再審査の要否の基準は改修工事変更届や要綱等には記載されていないが、記載することが望ましい。

4. 木造住宅耐震診断事業における、耐震診断受付一覧表への受付日付の入力誤りについて（意見）

市は、利用者の申込書を受領すると、表計算ソフトにより作成した耐震診断受付一覧表へ基本情報（申込者氏名、住所、受付年月日等）を転記入力する。令和5年度に実施された耐震診断について、関連資料の閲覧を行ったところ、耐震診断受付一覧

表の受付年月日（令和5年2月14日）と申込書の受付印の日付（令和5年2月13日）が相違していた診断が1件発見された。

同様の入力誤りが起こらないような対策を検討されたい。また、転記誤りの防止、事務負担の軽減、申請者の利便性の観点から、オンライン申請を導入することも検討されたい。

5. 耐震改修補助事業の市民への周知方法について（意見）

耐震改修補助事業に関して現在行われている周知方法は、戸別ポスティング、自治会回覧、市報わかやまへの掲載、ホームページへの掲載であり、また過去にはLINEやラジオも利用していたが、どの周知方法が効果的なのかを検討できていない。

申込者へアンケートを実施すること等により、周知のためにそもそもどの方法が効果的なのかを把握することが望ましい。その上で市の公式SNSの活用も視野に入れ、より有効な方法で周知を徹底されたい。

6. 随意契約の理由書

（1）東松江ポンプ場計装設備点検業務の理由書について（意見）

東松江ポンプ場計装設備点検業務（契約金額：3,630,000円）は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとして随意契約としている。計装設備一式の調整点検及び整備を行うためには水位計製造メーカーである必要があると主張しているが、説得力に欠ける。当該計装設備について点検整備実績のある他の業者では当業務が行えない理由や、水位計製造メーカーでないと点検整備や水位計機器更新ができない理由を裏付けるような資料を用意し、随意契約によらざるを得ない業務であったことを示すことが望ましい。

（2）羽鳥橋第2排水ポンプ場1号ポンプ取替修繕の理由書について（意見）

羽鳥橋第2排水ポンプ場1号ポンプ取替修繕（契約金額：10,464,000円）は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとして、随意契約としている。ポンプの取替修繕を行うには、着脱装置の取り替えが不要で修繕費が別途発生しないポンプメーカーである必要があると主張しているが、説得力に欠ける。別メーカーと契約した場合の着脱装置の取替費用（別途計上される修繕費）とポンプの取替費用の合計額で比較、判断し、別メーカーと契約した場合の不利益を客観的に示す資料を用意し、随意契約によらざるを得ないことを示すことが望ましい。

7. ため池ハザードマップ

(1) 表記のバラつきについて（意見）

市が平成 30 年度に作成したため池ハザードマップの一部に、以下のような点が発見された。

- ① ハザードマップの中に消防署、警察署の場所が明示されているが、名称はなく記号で示されているのみのものがあつた。記号の説明を凡例にて記載することが望ましい。
- ② 地図の縮尺に対して1次避難場所の記号が大きく、どの場所を指し示しているのか不明瞭なため、1次避難場所を明確に誰でも特定できるように改善することが望ましい。
- ③ 複数の1次避難場所について、名称が「寺」ととどまっており、固有名詞がなく特定しづらい表記となっている。そのため、1次避難場所の名称は固有名詞で記載することが望ましい。

(2) ため池ハザードマップの見やすさについて（意見）

ため池ハザードマップに記載の「はん濫流の中の歩行の危険性」及び「最大流速図」について、図面が小さく、少なくとも紙ベースでは利用しづらい状況にある。紙ベースでの利用も想定し、より利用しやすい形に改善することが望ましい。

(3) ため池ハザードマップの周知について（意見）

ため池ハザードマップは現在も作成途中であり、更新時と作成時には、市民へ情報発信しているが、市民への直接的な周知は戸別配布のみである。一人でも多くの市民にため池ハザードマップの存在を知ってもらうことで、災害発生時の迅速な対処だけでなく、防災・減災の意識の醸成につながることが期待できるため、上記の情報発信手段に加え、市報への記載や市の公式SNSを活用することも検討されたい。

8. 家具転倒防止用固定金具取付件数の目標値の設定について（意見）

市は、家具転倒防止用固定金具取付件数の目標値を過去の実績を踏まえて設定している。過去の実績をもとに単年度の目標値を設定すると、当該事業が本来目指すべき目標と実績の乖離状況をモニタリングすることができない。南海トラフ地震等を想定した被害者数等を踏まえた長期的な目標を設定したうえで、単年度の短期的な目標を設定すること望ましい。

9. 自主防災組織への補助金に係る実績報告の添付資料について（意見）

令和5年度に補助金が交付された避難路整備事業について、実績報告の添付書類

を閲覧したところ、補助事業等実績報告書に記載の事業完了年月日の根拠となる資料が見受けられなかった。

工事完了日が記載されている工事完了証明書や納品書（施工業者から提出される資料）を自主防災組織より入手する必要がある。また、市自主防災組織補助金交付要綱において工事完了証明書や納品書を補助事業等実績報告書の添付書類として定める必要がある。

10. B C P作成の必要性の周知について（意見）

市はB C Pの作成を周知するために、ホームページへの掲載、B C Pセミナーの開催、企業への戸別訪問、企業へのメール配信を実施している。B C P作成の必要性をより一層周知するため、市報への掲載や市の公式S N Sを活用することが望ましい。企業単位の周知ではないが、幅広く市民へ周知するという点が重要である。

11. 備蓄品

（1）避難所に直接備蓄すべき品目及び目標数量について（意見）

和歌山市地域防災計画（総則・予防計画）には、物資の備蓄及び確保体制の整備についての記載があり、市が備蓄している品名、数量及び保管場所が設定されている。

また、備蓄物資の保管については、災害時において輸送が困難となることや地域別に予想される被害状況などを考慮し、災害発生時の迅速な供給を図るため、分散備蓄を推進している。

しかし、すぐに必要と思われる飲料水や毛布が備蓄されていない避難所があった。災害発生時において、直ぐに避難所で使用できるよう避難所で直接備蓄すべき品目及び数量の目安について検討し、検討した結果に従い各避難所それぞれで備蓄することが望ましい。

（2）避難所備蓄品と避難所運営物品について（意見）

和歌山市備蓄計画では、備蓄物資支給対象者（想定避難所生活者）に支給することを前提に備蓄品目及び目標数量の設定している。その中には、感染防止対策物品の品目及び目標数量が記載されている。対して、支部・避難所運営を効率的に行えるよう作成された支部活動要領には、運営物品情報が明記されているが、その中にも感染症対策物品として、「避難所 運営物品箱内容（感染症対策物品）」及び「その他感染症対策物品」が記載されている。

上記の支部活動要領に記載された「避難所 運営物品箱内容（感染症対策物品）」及び「その他感染症対策物品」の物品は、和歌山市備蓄計画に基づく感染症防止対策物品とは別に避難所に用意する物品であるかどうか不明瞭であった。

避難所の運営において必要とする運営物品と避難所備蓄品を明確に区別し、それぞれ必要とする数量を検討し、管理することが望ましい。

(3) 避難所倉庫の視察による監査結果について（意見）

- ① 視察した伏虎義務教育学校において、支部活動要領の運営物品情報に記載されている備蓄在庫保管一覧表には保管場所が3か所記載されていたが、備品が保管されていた場所は2か所であり、1か所は使用されておらず、その1か所に保管されているとされた備蓄品はなかった。

備蓄品の実地棚卸をするときには、支部活動要領の運営物品情報に記載されている備蓄保管在庫一覧表との整合性についても確認することが望ましい。

- ② 視察した伏虎義務教育学校では備蓄品が2か所に分かれて保管されていたが、それぞれの保管場所別の明細が作成されておらず、必要とする備蓄品がどの場所に保管されているかがすぐに分かる状況にはなかった。避難所備蓄品について、保管場所が2か所以上に分かれる場合には、必要とする備蓄品をすぐに取りに行けるよう、それぞれの場所に何がどれだけ保管されているかが分かる資料を作成することが望ましい。

(4) 避難所の季節を考慮した対策について（意見）

支部・避難所運営を効率的に行えるよう作成された支部活動要領内の「避難所開設・運営マニュアル（避難所運営の手引き）」には、避難上の状況想定として、季節を考慮した対策の記載がある。しかし、いずれの対策も検討段階でとどまっているため、季節を考慮した避難所運営が必要となったときに対策が遅れたことで、避難所運営に支障がでる可能性がある。支部活動要領内の「避難所開設・運営マニュアル（避難所運営の手引き）」に記載のある、季節を考慮した対策はいずれも検討段階でとどまっているため、さらに一歩前に進めた議論をし、準備を進めることが望ましい。

(5) 備蓄品の保管場所について（意見）

災害時において紀の川を境とする北部と南部の間における輸送が困難となることが想定される。しかし、すべての種類の備蓄品が紀の川の北部側、南部側でそれぞれ保管されているわけではない。

備蓄品の確保が紀の川北部側と南部側でそれぞれ完結できるよう、備蓄品の配置を検討することが望ましい。

(6) 備蓄倉庫の視察による監査結果について（意見）

- ① 視察した第四備蓄倉庫は紀の川近くに位置し、ハザードマップによると、洪水リ

スクのあるエリアに建てられているため、浸水リスクを認識し、床面を地面より1メートルほど高くして倉庫を建てている。しかし、水に弱い段ボールパーションが床置きで保管されており、土嚢袋が備蓄されていないといった状態にあった。

全ての備蓄倉庫において、土嚢袋を確保する、水に弱い備蓄品の配置に留意する等、浸水リスクに対する意識をさらに高めることが望ましい。

- ② 第二倉庫、第四倉庫とも、倉庫内に棚が設置され、棚の上段から下段まで備蓄品が保管されている。下一部の棚には落下防止柵が設置されているものの、大部分は落下防止柵が設置されておらず、備蓄品が落下する危険性が残るものであった。地震発生時（余震含む）に落下により備蓄品が壊れる、備蓄品配送作業時に落下物でけがをすることを防止するため、倉庫内備蓄品の落下防止策を検討することが望ましい。

12. ホームページに掲載されている公表資料について（意見）

ホームページに掲載されている「和歌山市市有建築物耐震化促進計画（概要）」には、いくつか古い記載が残っており、最新の情報に更新されていない箇所がある。

ホームページに掲載されている公表資料は、最新の情報に更新するのが適切である。また、計画の内容を定期的に見直す機会がないのであれば、定期的に見直しを行い更新する機会を設けることが望ましい。

B 防災に関する計画全般に関する意見

【1】各種計画の関係

1. 概要

「第2 【2】1.防災に関連する計画」に記載の通り、長期総合計画は市のまちづくりのための最上位計画であり、地域防災計画は防災・減災に関する計画の上位計画として位置付けている。

これらの計画をもとに、地震や津波、武力攻撃等のそれぞれの事態に備えた計画が策定されている。市民に公表されている計画は以下の通りである。

長期総合計画

「その他の防災に関する計画」

- ・和歌山市地域防災計画
- ・和歌山市国土強靱化地域計画
- ・和歌山市事前復興計画
- ・和歌山市業務継続計画
- ・和歌山市受援計画
- ・和歌山市住宅・建築物耐震改修促進計画
- ・和歌山市国民保護計画
- ・和歌山市市有建築物耐震化促進計画
- ・和歌山市水防計画
- ・和歌山市地区津波避難計画
- ・和歌山市特定危機事象対処計画

2. 監査の結果及び意見

(1) 各計画の関連性について（意見）

【事実】

長期総合計画は最上位の計画と位置付けられ、地域防災計画は防災の枠組みの中で上位の計画として位置付けられていることは明確となっているが、地域防災計画以外の「その他の防災に関する計画」については、各計画にどのような内容が記載されているか、各計画の位置づけがどうなっているか、それぞれの計画がどのように関連しているのか、漏れなく重複なく作成されているかどうか、把握するのが困難な状況になっている。

【意見】

各計画の概要が一目で確認できるような一覧化された資料を作成し、各計画の位置づけ及び関連性が把握できるような樹形図等の理解しやすい図を作成しておくことが望ましい。

【2】長期総合計画の防災に関する全般的事項

1. 概要

「第2 【3】 2. 監査対象の事務事業」に記載の通り、長期総合計画の基本計画には、政策4-4「防災体制の充実」が設定されており、当該政策が防災・減災に関する内容となっている。また、当該政策のもと4-4-1～4-4-3の各施策が設定されており、各施策の「めざす10年後の姿」を実現するため、主に市が行うべき取組の方向性が取組方針として設定されるとともに、「めざす10年後の姿」の達成度を測るためのまちづくり指標が設定されている。

各施策にて設定されているまちづくり指標の達成状況や取組方針に対する主な事業は実施計画に記載されており、以下の通りである。

施策4-4-1 災害に強いまちづくりの推進

まちづくり指標	基準値 (平成27年度)	令和4年度末	目標値 (令和8年度)
都市浸水対策達成率 (公共下水道計画区域内)	49.4%	51.8%	52.3%

施策4-4-2 災害に強い人づくりの推進

まちづくり指標	基準値 (平成27年度)	令和4年度末	目標値 (令和8年度)
災害に対する備えをしている 市民の割合(市政世論調査)	43.6%	67.1%	90.0%

施策4-4-3 災害等に強い体制づくりの推進

まちづくり指標	基準値 (平成27年度)	令和4年度末	目標値 (令和8年度)
食糧備蓄達成率(避難想定に対応した 市の備蓄目標に対する達成割合)	69.7%	100%	100%
防災行政無線の可聴範囲	61.0%	100%	100%

2. 監査の結果及び意見

(1) 災害に強いまちづくりの推進（施策4-4-1）に対するまちづくり指標について （意見）

【事実】

施策4-4-1の「めざす10年後の姿」は「地震や豪雨等に備えた都市基盤の整備が進み、災害に強いまちが形成されている。」とされており、主な災害として豪雨等だけでなく地震も想定されているが、まちづくり指標は豪雨等に対する「都市浸水対策達成率」のみであり、地震に対する指標が設定されていない。

【意見】

施策4-4-1で想定する主な災害として豪雨等だけでなく地震も想定されていることから、「都市浸水対策達成率」に加えて、例えば「市有施設の耐震化率」のような耐震化等に関連する指標も設定することが望ましい。また、同様に施策4-4-2、施策4-4-3の防災に関する施策において、追加すべきまちづくり指標がないか調査することが望ましい。まちづくり指標は、基本計画及び実施計画の両方に影響するため、次期長期総合計画の策定時に検討することが望ましい。

C 防災に関する各事業に関する意見

【1】施策4-4-1 災害に強いまちづくりの推進

1-1. 取組方針1 防災空間、道路及び河川の整備

火災の延焼防止や避難者の安全確保のための公園等オープンスペースの確保を図るとともに、円滑な避難・救助活動や緊急物資輸送等の役割を担う道路整備を推進します。また、河川改修等の治水事業を計画的に推進します。

主な事務事業		【再掲】準用河川改修事業（永山川、平尾川）		
担当課		河川港湾課		
事業概要		現況河川の流下能力不足による浸水被害を軽減するため河道改修及びバイパス河川整備により治水安全度向上を図る。		
現状評価		護岸改修及び橋梁架替工事を施工中である。令和5年度末に市道橋1橋が完成する予定にしている。		
今後の取組		事業用地の取得に努め事業の進捗を図る。		
事業費（千円）		令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費		104,441	継続（拡充）	継続（拡充）
財源内訳	国・県支出金	32,333		
	市債	63,400		
	その他	-		
	一般財源	8,708		

1-2. 主な事業の概要

永山川と平尾川の現況流下能力不足により、浸水被害が生じているため、市は、河道改修（拡幅及び築堤）及びバイパス河川整備を実施している。

1-3. 監査の結果及び意見

本取組方針に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

2-1. 取組方針2 建築物等の災害予防

災害時においても機能が発揮できるよう重要橋梁の耐震化及び市有施設の防災対策を計画的に推進します。また、民間建築物及び宅地の耐震化を促進します。

主な事務事業	住宅の耐震改修補助事業		
担当課	住宅政策課		
事業概要	近い将来高い確率で起こると予想される東南海・南海地震に備え、住宅の倒壊等による災害を防止し、災害に強いまちづくりを推進するため、耐震診断士の派遣及び耐震改修費、建替費、改修に伴うリフォーム工事費、耐震ベッド・シェルター設置費の一部を補助することにより、耐震性の低い住宅の耐震化を促進する。		
現状評価	毎年、一定数の耐震改修補助の申込みがあり、耐震性の低い木造住宅の耐震化が促進できている。		
今後の取組	戸別ポスティング、自治会回覧、ホームページ掲載等により、耐震改修事業の周知を進め、耐震化の促進に努めている。		
事業費（千円）	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費	165,010	継続（同規模）	継続（同規模）
財源内訳	国・県支出金		
	市債		
	その他		
	一般財源		
	48,751		

2-2. 主な事業の概要

市は、住宅の耐震改修補助事業として以下の事業を実施している。

耐震改修補助事業の一覧（市ホームページより）

事業名	事業内容
木造住宅耐震診断	平成12年5月31日以前に建築（着工）した木造住宅について、無料で「木造住宅耐震診断士」を派遣し、戸建て住宅、長屋及び共同住宅の耐震診断を実施する。
非木造住宅耐震診断	旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に着工）の非木造（鉄筋コンクリート造・鉄骨造など）の戸建て住宅、長屋及び共同住宅の耐震診断費の一部を補助する。
住宅耐震改修	上記の木造住宅無料耐震診断及び非木造住宅耐震診断の結果、耐震性が低いと判定された戸建て住宅、長屋及び共同住宅の耐震改修費（設計費及び工事費）の一部を補助する。
耐震改修と同時に行うリフォーム	旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に着工）の住宅の耐震改修と同時に行うリフォーム費の一部を補助する。

住宅耐震建替え	上記の木造住宅無料耐震診断及び非木造住宅耐震診断の結果、耐震性が低いと判定された旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工）の戸建て住宅の建替え費（設計費及び工事費）の一部を補助する。
耐震ベッド・耐震シェルターの設置	上記の木造住宅無料耐震診断の結果、耐震性が低いと判定された木造の戸建て住宅、長屋及び共同住宅の耐震ベッド、耐震シェルター設置費の一部を補助する。

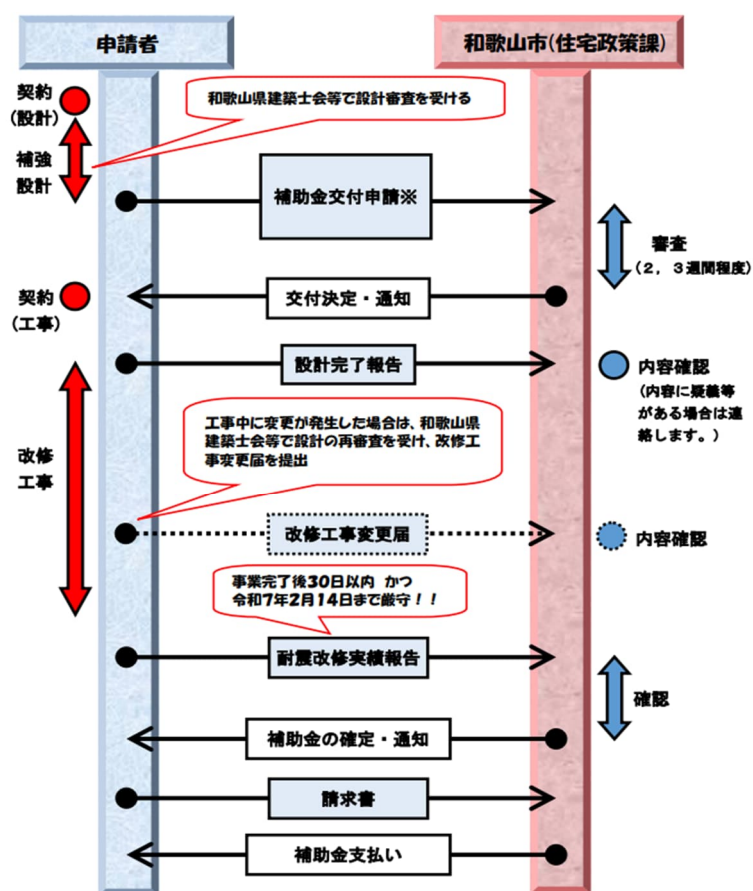
2-3. 監査の結果及び意見

(1) 住宅耐震改修事業における、工事設計の再審査の基準について（意見）

【事実】

住宅耐震改修事業の補助金の申請手続きの流れは下図の通りである。なお、住宅耐震改修事業は木造住宅と非木造住宅があり、それぞれについて「改修工事」を補助対象とする場合と「補強設計+改修工事」を補助対象とする場合があるが、代表例として、木造住宅の「改修工事」を補助対象とする場合について記載している。

和歌山市住宅耐震改修事業補助金 申請手続の流れ（市ホームページより）



※設計を開始していない、または、設計中の場合においても「改修工事」を補助対象とした補助金交付申請ができます。

上図では工事中に変更が発生した場合、申請者は和歌山県建築士会等で設計の再審査を受け、改修工事変更届を市へ提出する必要があることが分かる。

しかし、住宅政策課担当者へヒアリングしたところ、実際に再審査が必要となるケースは、工事箇所や補強方法の大幅な変更など、耐震診断総合評価に大きな影響を及ぼす工事内容の変更がある場合に必要となることが分かった。しかし、そのような再審査の可否の基準は改修工事変更届や要綱等には記載されていなかった。

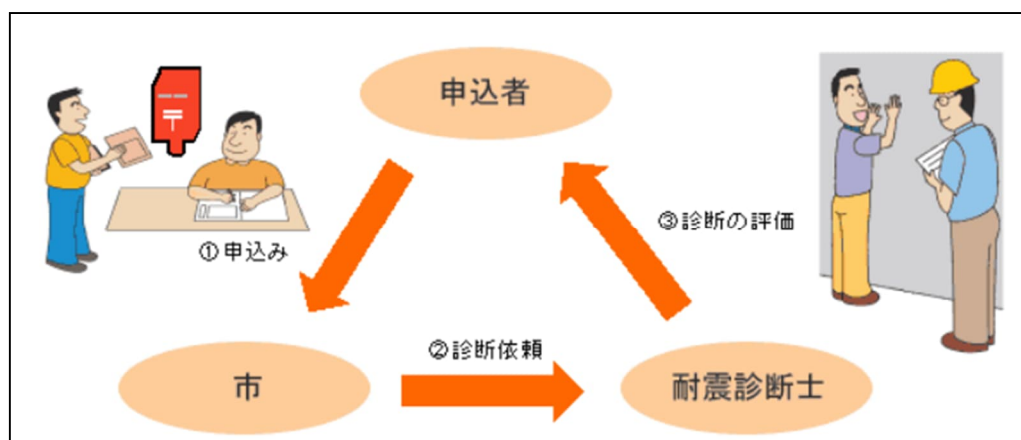
【意見】

担当者の異動等によって再審査の基準が曖昧になる懸念があるため、再審査の可否の基準は改修工事変更届や木造住宅耐震診断事業実施要綱等に記載することが望ましい。

(2) 木造住宅耐震診断事業における、耐震診断受付一覧表への受付日付の入力誤りについて（意見）

【事実】

木造住宅無料耐震診断事業の手続きの主な流れは以下の通りである。（市ホームページより）



- ① 申込者は申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、郵送または住宅政策課窓口にて申込みを行う。
- ② 市は事業対象の建築物であることを確認した上で、申込者に承諾通知を送付し、和歌山県登録の耐震診断士を建築士会より派遣する。
- ③ 耐震診断士は書類・現場調査により診断を行い、診断結果報告書を作成し、申込者へ送付する。

申込期間は、予算の範囲内で随時行っており、毎月 25 日に締切り、翌月に一括して一般社団法人和歌山県建築士会に診断依頼(2月、3月受付分は4月に一括して依頼)している。

市の手続き（上記②）のより詳細な内容としては、利用者の申込書を受領すると申込書に受付印を押印し、表計算ソフトにより作成した耐震診断受付一覧表へ基本情報（申込者氏名、住所、受付年月日等）を記入する。月次で申込審査を行い、事業対象となる要件を満たしていることを確認し、耐震診断承諾通知書を申込者へ送付する。申込審査の対象者は耐震診断受付一覧表に記載の受付年月日の情報をもとに抽出している。

しかし、令和５年度に実施された耐震診断について、関連資料の閲覧を行ったところ、耐震診断受付一覧表の受付年月日（令和５年２月 14 日）と申込書の受付印の日付（令和５年２月 13 日）が相違していた診断が１件発見された。１日のズレであり、その後の手続きへの影響はなかったが、ズレが大きい場合は月次の申込審査の対象者から漏れることで適時に耐震診断が行われなくなることが懸念される。

【意見】

令和６年１月１日に発生した能登半島地震の影響もあり、令和６年度は住宅耐震診断の申込者が増加傾向にあり、今後も申込者のより一層の増加を見込んで事業を行っていく中で、耐震診断受付一覧表への入力作業が増加することが見込まれる。担当者の事務負担が大きくなると、同様の入力誤りが起こりやすくなることが懸念される。そのため、同様の入力誤りが起こらないような対策を検討されたい。また、担当者の事務負担の軽減のための方策も検討することが望ましく、申込者の利便性も考慮すると、オンライン申請を導入することも検討されたい。

（３）耐震改修補助事業の市民への周知方法について（意見）

【事実】

令和６年１月１日に発生した能登半島地震の影響もあり、令和６年度は住宅耐震診断の申込者が増加傾向にあり、市民の防災への関心が高まっている。耐震改修補助事業を市民により一層利用してもらうためには、このような状況で市民への周知もより積極的かつ効果的に行う必要がある。

現在行われている周知方法は、戸別ポスティング、自治会回覧、市報わかやまへの掲載、ホームページへの掲載であり、また過去にはＬＩＮＥやラジオも利用していたが、どの周知方法が効果的なのかを検討できていない。

【意見】

申込者へアンケートを実施すること等により、周知のためにそもそもどの方法が効果的なのかを把握することが望ましい。その上で市の公式ＳＮＳの活用も視野に入れ、より有効な方法で周知を徹底されたい。

3-1. 取組方針3 土砂災害・水害の予防対策の推進

土砂災害が発生するおそれがある区域を周知するとともに、排水路やため池等農業用施設の整備を推進し、災害の予防と被害の軽減を図ります。

主な事務事業		公共下水道の雨水排水事業		
担当課		下水道企画課、下水道建設課、下水道施設課		
事業概要		公共下水道施設（雨水管渠、雨水ポンプ場等）を整備し雨水を排除することにより、浸水被害の軽減を図る。		
現状評価		継続的に整備を行っているが、局地的・集中的な豪雨により各地において浸水被害が報告されている。		
今後の取組		効果的な浸水対策が実施できる手法等の検討を重ねながら、事業を継続していく。		
事業費（千円）		令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費		1,717,264	継続（同規模）	継続（同規模）
財 源 内 訳	国・県支出金	794,950		
	市債	808,200		
	その他	-		
	一般財源	114,114		

3-2. 主な事業の概要

市は、土砂災害・水害の予防対策の推進のための事業として、公共下水道の雨水排水事業を実施している。

松江雨水幹線工事や有功第1雨水幹線工事などの雨水幹線工事、中島川雨水ポンプ場建設工事や湊南第2雨水ポンプ場3号雨水ポンプ設備工事などの雨水ポンプ場の工事などにより、各公共下水道施設を整備することで雨水を排除し、浸水被害の軽減を図っている。

3-3. その他の事業に関する概要

他に、土砂災害・水害の予防対策の推進のための事業として、河川港湾課は直川地区排水施設管理事業、ポンプ場運転管理事業、急傾斜地対策等県工事負担金事業を実施している。

直川地区排水施設管理事業は、紀の川の洪水に伴う高川等の排水不良を改善し、浸水被害を軽減することを目的としており、直川地区排水施設の運転管理を民間委託している。令和5年度に直川地区排水施設管理事業として実施された業務の内訳は下表の通りである。

(単位：千円)

No	件名	予算額	契約金額
1	高川排水機場管理業務委託	3,604	3,223
	高川排水機場管理業務委託・増額分		322
2	浄化槽維持管理業務委託	19	19
3	高川排水機場地下タンク等定期点検業務	141	113

ポンプ場運転管理事業は、地域住民の浸水被害への対策として設置したポンプ場の管理を目的としており、ポンプ場の運転管理全般（ポンプ場 37 か所）や運転管理業務（大雨時）、機械設備の運転確認（平常時）を実施している。令和5年度にポンプ場運転管理事業として実施された業務の主な内訳は下表の通りである。

(単位：千円)

No	件名	予算額	契約金額
1	紀三井寺ポンプ場初め4か所消防設備総合点検業務	1,636	298,100
2	紀三井寺ポンプ場電気設備点検業務	2,156	2,156
3	本渡ポンプ場電気設備点検業務	2,684	2,640
4	東松江ポンプ場計装設備点検業務	3,795	3,630
5	三箇立会樋門分解整備委託	3,425	3,421
6	本渡ポンプ場ディーゼル機関分解整備業務	2,640	2,574
7	羽鳥橋第2排水ポンプ場1号ポンプ取替修繕	10,464	10,464

急傾斜地対策等県工事負担金事業は、がけ崩れ等から住民の生命を守ることを目的としており、和歌山県が実施している事業である。市はその工事費等について、市町村負担金（負担率1/10）を支出している。この点、地方財政法第27条で、都道府県の行う土木その他の建設事業でその区域内の市町村を利するものについては、都道府県は当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができるとされていることを当該事業の根拠としている。

当事業は、主に市民からの要望を受けた箇所について事業が必要かどうかの確認を行い、事業の要望書（意見書）を県へ提出している。

3-4. 監査の結果及び意見

(1) 随意契約（東松江ポンプ場計装設備点検業務）の理由書について（意見）

【事実】

ポンプ場運転管理事業のうち、東松江ポンプ場計装設備点検業務（契約金額：3,630,000 円）を、随意契約にて委託業者へ発注している。市は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとして、随意契約を締結している。具体的な随意契約の理由は次の通りである。

「本業務は、計装設備一式の調整点検及び整備を行うものであり、当該設備の固有の知識を必要とする。また、ポンプ場の健全な状態を維持し、緊急時に遅延なく稼働させる必要があることから、本業務の受注者は、信頼、技術、経験などを有するものでなくてはならない。今年度は水位計機器更新も行うことから水位計製造メーカーでの整備も必須である。よって当該計装設備の点検整備実績があり、水位計の製造メーカーでもある当業者と随意契約したい。」（随意契約理由書より抜粋）。

【意見】

地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項によると、売買、貸借、請負その他の契約は、原則として一般競争入札による必要があり、随意契約は政令で定める場合に該当するときに限り可能である。

この点、当業務においては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとして、随意契約を締結している。「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する理由としては、上述の通り、計装設備一式の調整点検及び整備を行うためには水位計製造メーカーである必要があると主張している。

しかし、随意契約理由書における記載のみでは、随意契約によらざるを得なかった理由として説得力に欠ける。製造メーカーしか当業務を担当できないと安易に決めつけることなく、当該計装設備について点検整備実績のある他の業者では当業務が行えない理由や、水位計製造メーカーでないと点検整備や水位計機器更新ができない理由を裏付けるような資料を用意し、随意契約によらざるを得ない業務であったことを示すことが望ましい。

(2) 随意契約（羽鳥橋第 2 排水ポンプ場 1 号ポンプ取替修繕）の理由書について（意見）

【事実】

ポンプ場運転管理事業のうち、羽鳥橋第 2 排水ポンプ場 1 号ポンプ取替修繕（契約金額：10,464,000 円）を、随意契約にて委託業者へ発注している。市は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとして、随意契約を締結している。具体的な随意契約の理由は次の通りで

ある。「着脱装置は既設のものを使用し、ポンプのみの取り換えを行う。ポンプ吐出し口の着脱装置において、各ポンプメーカーの独自の形式があり、今回取り換え予定のポンプは当業者であるため、それ以外のメーカーの場合は、着脱装置の取り換えが必要となり、別途修繕費を計上する必要がある。よって早急に業務着手が可能でポンプの制作者であり、現場条件を熟知している当業者と随意契約としたい。」(随意契約理由書より抜粋)。

【意見】

地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項によると、売買、貸借、請負その他の契約は、原則として一般競争入札による必要があり、随意契約は政令で定める場合に該当するときに限り可能である。

この点、当業務においては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとして、随意契約を締結している。「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する理由としては、上述の通り、ポンプの取替修繕を行うには、着脱装置の取り替えが不要で修繕費が別途発生しないポンプメーカーである必要があると主張している。

しかし、随意契約理由書において理由を記載したのみでは、随意契約によらざるを得なかった理由としては説得力に欠ける。取替予定のポンプメーカーしか当業務を担当できないと安易に決めつけることなく、別メーカーと契約した場合の着脱装置の取替費用（別途計上される修繕費）とポンプの取替費用の合計額で比較、判断し、別メーカーと契約した場合の不利益を客観的に示す資料を用意し、随意契約によらざるを得ないことを示すことが望ましい。

4-1. 取組方針4 ライフラインの確保

関係機関と連携し、上・下水道、電気、通信、ガス、鉄道等の施設の耐震性と代替性を確保し、迅速に応急復旧ができる災害に強いライフラインづくりを進めます。

主な事務事業		下水道施設の耐震化事業（マンホールトイレ設置事業等）		
担当課		下水道企画課、下水道建設課、下水道施設課		
事業概要		下水道総合地震対策計画に基づき、マンホールトイレの設置や下水道施設の耐震化を行う。		
現状評価		災害に備えた下水道施設の整備は、安心・安全な市民生活に寄与する。		
今後の取組		下水道総合地震対策計画に基づき事業を継続していく。		
事業費（千円）		令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費		841,901	継続（同規模）	継続（同規模）
財 源 内 訳	国・県支出金	437,345		
	市債	367,300		
	その他	-		
	一般財源	37,256		

4-2. 主な事業の概要

市は、ライフラインのための事業として、下水道施設の耐震化事業（マンホールトイレ設置事業等）を実施している。

確保下水道総合地震対策計画に基づき、マンホールトイレを設置し、処理場やポンプ場施設の地震対策として、耐震や耐津波の検討、診断、対策を行っている。

4-3. 監査の結果及び意見

本取組方針に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

5-1. 取組方針5 復旧・復興計画の事前策定

大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、復旧・復興計画を事前に策定する取組を進めます。

主な事務事業		和歌山市地域防災計画整備事業		
担当課		総合防災課		
事業概要		市域の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧対策等についての事項を定めた各種防災関係計画を策定し、防災活動を総合的、かつ計画的に実施する。		
現状評価		自然災害が懸念されており、ニーズは増大している。		
今後の取組		各種新想定や対策等について迅速な地域防災計画への反映を推進する。		
事業費（千円）		令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費		1,309	継続（同規模）	継続（同規模）
財 源 内 訳	国・県支出金	172		
	市債	-		
	その他	-		
	一般財源	1,137		

5-2. 主な事業の概要

市は、具体的な事業として、地域防災計画、水防計画、国土強靱化地域計画、国民保護計画、事前復興計画等の各種計画の策定及び見直しを行っている。

5-3. 監査の結果及び意見

(1) 長期総合計画における当事業の現状評価の記載内容について（意見）

【事実】

防災に関連する計画が、地域防災計画や水防計画、国土強靱化地域計画や国民保護計画等多数に及ぶ中で、当事業は「各種防災関係計画を策定し、防災活動を総合的、かつ計画的に実施する」ことを目的としている。また、地域防災計画に関しては災害対策基本法第42条で「毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」とされている。そのため、当事業に対する評価の視点としては少なくとも以下が重要と考えられる。

- ・各種防災関係計画が漏れなく作成されているか
- ・各種防災関係計画が、防災活動が総合的かつ計画的に実施されるように整備されているか

- ・地域防災計画の検討や修正が十分であったか

しかし、市は当事業に対して、長期総合計画での現状評価において、「自然災害が懸念されており、ニーズは増大している」という、当事業の必要性に対する評価の記載のみとなっている。

【意見】

当事業の目的や取組内容を踏まえ、当事業に対する必要性の記載に加え、長期総合計画での現状評価の記載をより充実させることを検討されたい。

【2】施策4-4-2 災害に強い人づくりの推進

1-1. 取組方針1 自助の強化

防災講座や市民防災大学の開催等を通じ、防災・減災への関心や意識を高めるとともに、家庭内備蓄や耐震対策など、市民一人ひとりの災害に対する備えを強化する取組を支援します。

主な事務事業		防災知識普及事業（防災講座等）		
担当課		地域安全課		
事業概要		地域住民が災害時に迅速な対応ができるように平常時から防災知識、防災対策などの取組を行う。		
現状評価		徐々に住民の防災意識が高まってきている。		
今後の取組		より住民の防災意識を高めていけるよう啓発していく。		
事業費（千円）		令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費		222	継続（同規模）	継続（同規模）
財 源 内 訳	国・県支出金	34		
	市債	-		
	その他	-		
	一般財源	188		

1-2. 主な事業の概要

市は、市民の自助の強化のために以下の取組を実施している。

① 防災講座の開催

令和5年度に開催した市民向けの防災講座は下表の通りである。

講座名	内容
職員出前講座 「和歌山市の災害と 防災対策」	・ 防災マップを用いて、市に発生するといわれている大規模地震の被害想定や地区の津波浸水想定の説明 ・ 市が実施している住宅耐震や家具の固定事業の紹介 ・ 普段から知っておくべき浸水想定や警戒レベル、事前に準備しておくべきマイタイムライン、情報収集手段についての説明 ・ 日頃から備えておく防災用品についての説明
職員出前講座 「マイタイムライン を作ろう～風水害に 備えて～」	風水害に備えて、いざというときに逃げ遅れないような個人の避難計画（マイタイムライン）の作成をワークショップ形式で実施

避難所運営ゲーム	避難者の年齢、性別、国籍などそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるのか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを疑似体験するゲーム
きいちゃんゲーム	津波による犠牲者ゼロのため、災害時の迅速な避難行動や日頃からの備えの重要性、円滑な避難所運営のために必要となる協力体制等について、楽しみながら実践的に学べる和歌山県オリジナルの防災学習ツールであり、地震・津波災害時に避難所に到着するまでの課題や避難所運営の課題を学ぶ
その他	備蓄倉庫の見学、避難経路の確認、防災展示実演、新聞紙でスリッパやトイレの作り方講座、段ボールベッド・段ボールパーティーの組み立て方講座など

② 和歌山市一斉安全行動訓練

11月5日の「世界津波の日」を前にして、令和5年11月2日（木）に気象庁が全国一斉に緊急地震速報訓練を実施している。和歌山市一斉安全行動訓練は、この緊急地震速報（訓練報）を受けて、市民一人ひとりが、それぞれの場面に合った身の安全を確保する行動をとることで、有事の際の適切な対応行動を身につけるとともに、訓練を通して、日頃から地震や津波への備えの重要性を再認識する目的として実施している。具体的な訓練内容は、気象庁が配信する緊急地震速報（訓練報）に連動して、和歌山市防災行政無線から緊急地震速報（訓練報）が流れるため、それに合わせ、安全な場所に移動した上で、1分間、「DROP！（まずひくく）」「COVER！（あたまをまもり）」「HOLD ON！（うごかない）」という自身の身を守る3つの安全行動を実施するものである。年に一度実施しており、令和5年度の参加者は36,504人であった。

③ 防災マップの作成

自然災害発生時の地域のハザード情報（地震、津波、洪水、土砂災害、内水実績）や普段の備えを理解できるような総合的なマップを作成しており、地震・津波編と風水害編があり、英語、中国語、韓国語の表記があり、外国人でも利用しやすいものとなっている。また目の不自由な方でも利用できるように音声版も作成されている。

④ ハザードマップの作成

ハザードマップは下表の通り作成されている。なお、地域安全課担当の土砂災害ハザードマップは平成30年に作成済みであり、上表の事業費には含まれていない。

種類	担当課	作成状況
土砂災害ハザードマップ	地域安全課	作成済み
洪水ハザードマップ	河川港湾課	作成済み
内水ハザードマップ	下水道企画建設課	作成済み
ため池ハザードマップ	耕地課	作成中

ため池ハザードマップについては、令和5年度時点で防災重点農業用ため池 288 池中 180 池が作成済みであり、令和7年度にすべて作成される予定である。

1-3. 監査の結果及び意見

(1) ため池ハザードマップの表記のバラつきについて（意見）

【事実】

平成30年7月の豪雨により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生し、ため池の災害リスクが高まったことを受け、市は、農林水産省にて実施されている「農業水路等長寿命化・防災減災事業」の一環で、ため池のハザードマップの作成を平成30年度より開始している。「農業水路等長寿命化・防災減災事業」は、以下の4つの対策を目的とした事業であり、農林水産省より支援を受けながら都道府県や市町村等が主体となり事業を行っている。

- ① 長寿命化対策
- ② 防災減災対策
- ③ ため池の保全・避難対策
- ④ 施設情報整備・共有化対策

上記の③のため池の保全・避難対策において、ため池ハザードマップ作成のための支援が行われている。

農林水産省「ため池ハザードマップ作成の手引き（平成25年5月）」によると、ため池ハザードマップの効用として、「関係者が日頃から災害発生に関する情報を共有し、災害発生時には迅速かつ的確な避難を行うことが可能となるとともに、地域住民の日頃の防災・減災意識が醸成」されることや、「地域の防災計画の見直しや防災施設整備などの対策の検討」に役立つことを挙げている。また、ため池ハザードマップの記載内容としては、「ため池の位置や規模、想定される災害と浸水予想区域、避難場所、避難経路と避難時危険箇所、避難情報の伝達方法、緊急時の連絡先は最低限必要な情報」としており、その他の情報については、「地域の特性やハザードマップの使用目的を検討の上、必要に応じて記載」することとしている。ハザードマップ作成における課題としては、一定の想定の下に作成されたハザードマップは「却って人々の災害に対する認識や避難情報を硬直化させ、予測を超える災害が発生した場合には、必ずしも十分に対応しきれない可能性がある」点を挙げており、ハザードマップの周知における課題としては、「ため池の所有者である集落や任意組合は、ため池の危険性に関する情報開示を躊躇する向きもありますが、混住化が進展する一方、農業者の

高齢化が進行する中で、将来的にため池の管理が疎かになる可能性」があることを挙げており、施設管理者や市町村の積極的な情報開示を求めている。

市では、ため池ハザードマップの作成を業者委託しており、令和5年度時点では防災重点農業用ため池 288 池中 180 池が作成済みであり、令和7年度にすべて作成される予定である。現在作成されているため池ハザードマップの主な記載内容は次の通りである。

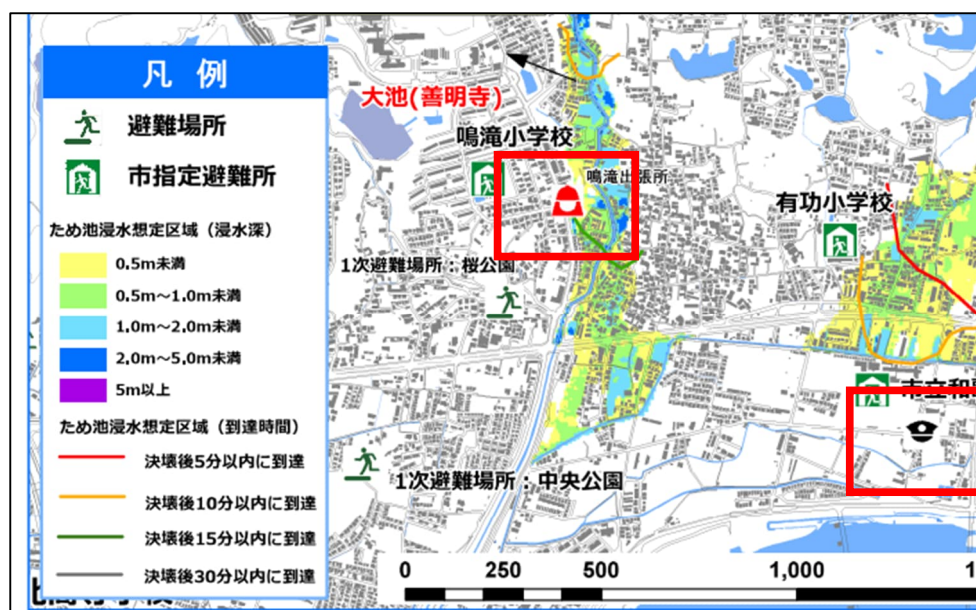
- ・緊急時の連絡先
 - ・災害用伝言ダイヤル（171）
 - ・はん濫流の中の歩行の危険性（ため池が決壊した場合の浸水深と流速の関係から、はん濫流が発生した場合の「歩行困難度」を示した図面）
 - ・最大流速図（ため池が決壊した場合の最大流速を示した図面）
 - ・ため池浸水想定区域（浸水深）
 - ・ため池浸水想定区域（到達時間）
 - ・1次避難場所
 - ・市指定避難所
 - ・避難時危険箇所
 - ・ハザードマップ活用の留意事項
- など。

【意見】

新池（園部）・ロ新池・中谷池ハザードマップ（平成30年度に作成）について以下の状況が見られた。

- ① ハザードマップの中に消防署、警察署の場所が明示されているが、名称はなく記号で示されているのみである。消防署と警察署の記号の説明を凡例にて記載することが望ましい。下図の枠囲みの箇所参照。

（新池（園部）・ロ新池・中谷池ハザードマップより一部抜粋）



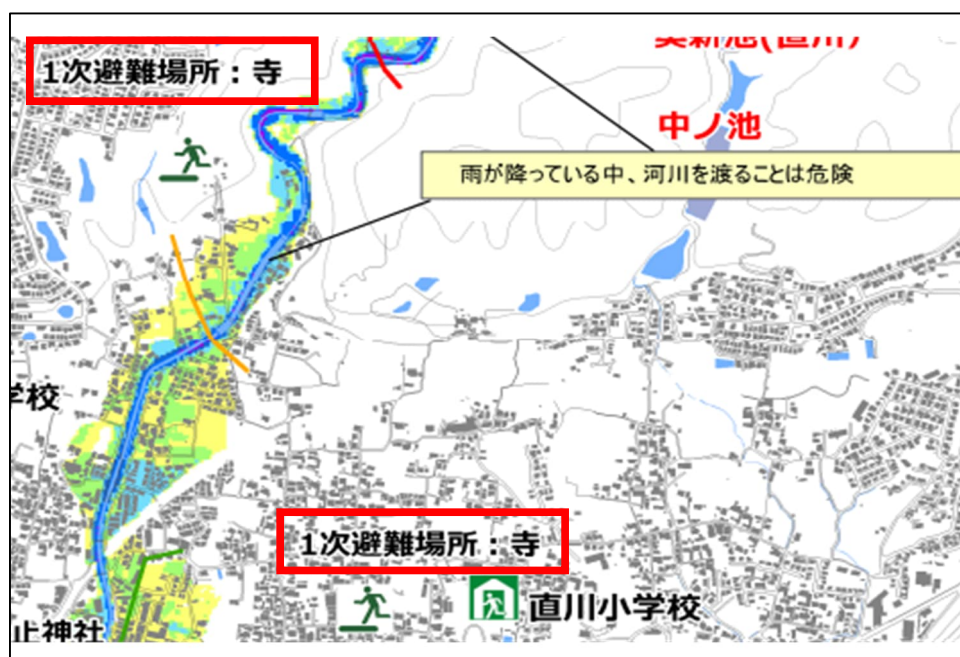
- ② 地図の縮尺に対して1次避難場所の記号が大きく、どの場所を指し示しているのか不明瞭なため、1次避難場所を明確に誰でも特定できるように改善することが望ましい。下図の枠囲みの箇所参照。

(新池（園部）・口新池・中谷池ハザードマップより一部抜粋)



- ③ 複数の1次避難場所について、名称が「寺」ととどまっており、固有名詞がなく特定しづらい表記となっている。そのため、1次避難場所の名称は固有名詞で記載することが望ましい。下図の枠囲みの箇所参照。

(新池（園部）・口新池・中谷池ハザードマップより一部抜粋)



同様の状況が平成 30 年度に作成された他の地域のハザードマップに散見されるため、改善が望まれる。

また、令和 5 年度作成分のハザードマップにおいては「ハザードマップ活用の留意事項」が記載されているが、それ以前に作成されたハザードマップにおいては、「ハザードマップ活用の留意事項」が記載されていない。「ハザードマップ活用の留意事項」は、ハザードマップはあくまで「予想」に過ぎない旨が記載されており、「人々の災害に対する認識や避難情報を硬直化」を防ぐ効果があるため、「ハザードマップ活用の留意事項」の記載を過去のハザードマップにも記載するなどの改善が望まれる。

(2) ため池ハザードマップの見やすさについて（意見）

【事実】

(1)（意見）と同様の内容であるため省略する。

【意見】

ため池ハザードマップに記載の「はん濫流の中の歩行の危険性」及び「最大流速図」について、図面が小さく、少なくとも紙ベースでは利用しづらい状況にある。ため池からはん濫流が発生すると、浸水深が浅いところでも流速が早ければ歩行が困難になるため、「はん濫流の中の歩行の危険性」と「最大流速図」の図面により、各エリアの危険度合い（歩行困難度）を示すことを意図したものであるため、紙ベースでの利用も想定し、より利用しやすい形に改善することが望ましい。

(3) ため池ハザードマップの周知について（意見）

【事実】

(1)（意見）と同様の内容であるため省略する。

【意見】

ため池ハザードマップは現在も作成途中であり、更新時と作成時には、以下の方法で市民へ情報発信している。市民への直接的な周知は戸別配布のみである。

- ・市ホームページへの掲載
- ・浸水想定地域には戸別配布
- ・浸水想定地域の支所・連絡所での配架
- ・和歌山県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会和歌山県本部への周知

（意見）の【事実】欄に記載した通り、市町村にはため池ハザードマップの積極的な情報開示が求められている。一人でも多くの市民にため池ハザードマップの存在

を知ってもらうことで、災害発生時の迅速な対処だけでなく、防災・減災の意識の醸成につながることを期待できるため、上記の情報発信手段に加え、市報への記載や市の公式SNSを活用することも検討されたい。

2-1. 取組方針2 地域防災力の強化

地域の防災活動の中心である自主防災組織の活性化を図るため、研修会などを開催するとともに、地域が主体となった防災訓練等への支援を行います。また、男女共生の観点や避難行動要支援者へのきめ細かな配慮を含めた専門的な防災知識を持ち、地域の防災活動の中心となる防災リーダーを育成するとともに、未来の地域の防災力を担う子供たちへの防災教育を進めます。

主な事務事業		地域防災事業		
担当課		地域安全課		
事業概要		地域住民の自主的な防災活動体制の確立のため、自主防災組織の防災活動などを支援する。また、災害発生時、避難の妨げとならないよう、要支援者宅等への家具固定金具及び感震ブレーカーの取付けを支援する。		
現状評価		資機材や避難路の整備しているため自主防災組織の防災力は向上している。また、家具の固定や感震ブレーカーの設置を進めることで個人の防災力も向上している。		
今後の取組		引き続き、防災力向上のため支援する。		
事業費（千円）		令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費		28,842	継続（同規模）	継続（同規模）
財源内訳	国・県支出金	5,910		
	市債	-		
	その他	-		
	一般財源	22,932		

2-2. 主な事業の概要

市は地域防災力の強化のために以下の事業を実施している。

- ・ 防災訓練等の防災活動を実施する自主防災組織に対して補助を行う。
- ・ 津波その他の災害から身の安全を確保するために、一時的に避難することができる場所までの避難路を整備する自主防災組織に対して補助を行う。
- ・ 65歳以上だけの世帯や避難に支援を要する方がおられる世帯を対象に、市が無料で取付作業員を派遣し、家具固定金具の取り付けを行う。
- ・ 65歳以上だけの世帯や避難に支援を要する方がおられる世帯を対象に、感震ブレーカーの設置に対して補助を行う。
- ・ 大規模災害時における避難者の生命・身体を保護するため、最低限必要な物資の備蓄を実施する。
- ・ 防災講座の開催

自主防災組織に対する補助、家具転倒防止用固定金具取付件数、防災講座の参加者数については、事務事業チェックシート（市ホームページにて公表）にて目標による管理を実施している。下表参照。

	指標名	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動指標	補助を行った自主防災会数	地区	目標値	42	42	42	42
			実績値	16	20	22	25
			達成度(%)	38.0%	47.6%	52.4%	59.5%
	家具転倒防止用固定金具取付件数	件	目標値	230	230	230	155
			実績値	47	89	78	103
			達成度(%)	20.4%	38.6%	33.9%	66.5%
成果指標	家具転倒防止用固定金具取付件数（平成24年度からの累計）	件	目標値	2500	2730	2960	3115
			実績値	1298	1387	1465	1568
			達成度(%)	51.9%	50.8%	49.5%	50.3%
	防災講座の参加者数	人	目標値	3500	3500	3500	3500
			実績値	798	841	1229	3940
			達成度(%)	22.8%	24.0%	35.1%	100%

2-3. 監査の結果及び意見

（1）家具転倒防止用固定金具取付件数の目標値の設定について（意見）

【事実】

市は、事務事業チェックシートの家具転倒防止用固定金具取付件数の目標値を過去の実績を踏まえて設定している。

【意見】

過去の実績をもとに単年度の目標値を設定した場合、当該事業が十分に実施されているかどうかを評価することが難しい。南海トラフ地震等を想定した被害者数等を踏まえた長期的な目標を設定したうえで、単年度の短期的な目標を設定することが望ましい。

(2) 自主防災組織への補助金に係る実績報告の添付資料について（意見）

【事実】

市は、地域における防災活動の主体となる自主防災組織の育成及び活性化を図るとともに、自主防災組織による防災資機材の整備等を促進するため、防災活動を行う自主防災組織に対し、予算の範囲内において、補助金を交付している。

補助金の交付の対象となる事業は、次の6つの事業である。

- ・ 自主防災組織に所属する者に防災士資格を取得させることで、防災活動における指導者として必要な資質を備える人材を養成する事業（以下「防災士資格取得事業」という。）
- ・ 自主防災組織が防災活動を行っている地域において、避難訓練、防災訓練等及び防災知識の普及啓発を行う事業（以下「訓練等活動事業」という。）
- ・ 地域住民が緊急に避難することができるように、一時的に避難することができる場所への避難路を整備する事業（以下「避難路整備事業」という。）
- ・ 避難路において、地域住民が安全に避難することができるように、照明器具、手すり等の設備を設置する事業（以下「避難路設備強化事業」という。）
- ・ 自主防災組織が防災活動を行うために必要な資機材を購入する事業（以下「資機材購入事業」という。）
- ・ 自主防災組織において、防災資機材、備蓄品等を保管するために必要な倉庫を設置する事業（以下「倉庫設置事業」という。）

自主防災組織が補助対象事業を実施する場合は、補助対象事業に応じて下図に示す書類を添付した上で補助金の交付申請を行う必要がある。市にて決裁後、補助金等交付決定通知書が自主防災組織へ送付される。

補助対象事業	交付申請の添付書類
防災士資格取得事業	1 事業計画書（別記様式第1号） 2 収支予算書（別記様式第6号） 3 同意書（別記様式第4号）
訓練等活動事業	1 事業計画書（別記様式第2号） 2 収支予算書（別記様式第6号） 3 見積書 4 事業の実施場所を示した地図
避難路整備事業	1 事業計画書（別記様式第3号） 2 収支予算書（別記様式第6号） 3 見積書 4 土地の位置を示した公図及び住宅地図 5 土地の所有者を確認できる登記簿謄本又は登記事項要約書 6 土地・家屋所有者承諾書（別記様式第5号）
避難路設備強化事業	1 事業計画書（別記様式第3号） 2 収支予算書（別記様式第6号） 3 見積書

	4 土地の位置を示した公図及び住宅地図 5 土地の所有者を確認できる登記簿謄本又は登記事項要約書 6 土地・家屋所有者承諾書（別記様式第5号）
資機材購入事業	1 事業計画書（別記様式第3号） 2 収支予算書（別記様式第6号） 3 見積書 4 災害時に使用する井戸の整備又は放送設備の設置を行う場合は、次の書類を添付すること。 （1）土地の位置を示した公図及び住宅地図 （2）土地の所有者を確認できる登記簿謄本又は登記事項要約書 （3）土地・家屋所有者承諾書（別記様式第5号）
倉庫設置事業	1 事業計画書（別記様式第3号） 2 収支予算書（別記様式第6号） 3 見積書 4 設置場所を示した住宅地図 5 土地・家屋所有者承諾書（別記様式第5号）

補助対象事業が完了すると、自主防災組織は下図の書類を添付した上で市に実績報告書を提出する。

補助対象事業	実績報告の添付書類
防災士資格取得事業	1 事業報告書（別記様式第7号） 2 収支決算書（別記様式第10号） 3 補助対象経費の支出を証する書類 4 特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士研修講座の履修証明の写し（講座の受講を免除される者にあつては、当該事項を証する書類） 5 防災士認証状の写し（防災士資格取得試験の合格者に限る。）
訓練等活動事業	1 事業報告書（別記様式第8号） 2 収支決算書（別記様式第10号） 3 補助対象経費の支出を証する書類 4 事業の実施内容が分かる写真
避難路整備事業	1 事業報告書（別記様式第9号） 2 収支決算書（別記様式第10号） 3 補助対象経費の支出を証する書類 4 事業の実施内容が分かる写真
避難路設備強化事業	1 事業報告書（別記様式第9号） 2 収支決算書（別記様式第10号） 3 補助対象経費の支出を証する書類 4 事業の実施内容が分かる写真
資機材購入事業	1 事業報告書（別記様式第9号） 2 収支決算書（別記様式第10号） 3 補助対象経費の支出を証する書類 4 事業の実施内容が分かる写真 5 看板の設置その他の方法により、災害が発生した場合には、当該事業により設置した井戸の所有者以外の者が使用することができる旨の周知をしたことを明らかにすることができる写真その他の書類

倉庫設置事業	1 事業報告書（別記様式第9号） 2 収支決算書（別記様式第10号） 3 補助対象経費の支出を証する書類 4 事業の実施内容が分かる写真
--------	---

令和5年度に交付された避難路整備事業について、上述した実績報告の添付書類を閲覧したところ、補助事業が完了したことが分かる資料として業者から提出される「写真帳」は添付されていたが、補助事業等実績報告書に記載の事業完了年月日の根拠となる資料が見受けられなかった。

この点、補助金等交付決定通知書に交付条件の一つとして次のような記載がある。「補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して 30 日以内または、令和5年度3月 31 日のどちらか早い日までに補助事業等実績報告書（別記様式第4号）に市長が別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない」。補助事業等実績報告書に記載の事業完了年月日の根拠となる資料がない場合、当該交付条件を満たしているかどうかについての判断した客観的な資料がないこととなる。

【意見】

補助事業等実績報告書の提出日が上記の条件を満たしていると判断した根拠として、工事完了日が記載されている工事完了証明書や納品書（施工業者から提出される資料）を自主防災組織より入手する必要がある。

また、市自主防災組織補助金交付要綱において工事完了証明書や納品書を補助事業等実績報告書の添付書類として定める必要がある。

3-1. 取組方針3 事業者の防災力の強化

避難場所や避難経路の従業員等への周知、地域の防災訓練への参加及び事業所内の備蓄を促進するとともに、大災害発生時においても、事業の継続や速やかな復旧を図ることができるよう、業務継続計画（BCP）の作成を促進します。

主な事務事業		事業者の防災力強化事業		
担当課		産業政策課、地域安全課		
事業概要		セミナー等を通じ、市内事業者のBCP（事業継続計画）策定を支援することで、自然災害等に負けない体制づくりを推進する。また、地域防災訓練への参加など、事業者がBCPに基づき地域とともに行う防災活動の取組を支援する。		
現状評価		一定程度の事業者がセミナーに参加しており、啓発効果が認められる。		
今後の取組		和歌山県、保険会社等と連携し、BCP（事業継続計画）セミナーを開催する。		
事業費（千円）		令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費		-	継続（同規模）	継続（同規模）
財源内訳	国・県支出金	-		
	市債	-		
	その他	-		
	一般財源	-		

3-2. 主な事業の概要

市は、事業者の防災力強化のためBCP（事業継続計画）策定を支援しており、具体的にはBCPセミナーの実施と事業者へのBCP策定の周知を行っている。

BCPセミナーについては、和歌山県と保険会社と共同で、「BCPの策定要領」や「BCP策定の必要性」をテーマに実施している。令和元年度から令和4年度にかけて計6回開催されている。なお、和歌山県が主体となっており、セミナー開催のための事業費は市では発生していない。また、和歌山市国土強靱化地域計画によると、BCP策定の必要性を事業者へ周知した実績は590社（令和5年度）である。

3-3. 監査の結果及び意見

(1) 事業者の防災力強化事業に対する評価方法について（意見）

【事実】

市は当事業に対して、長期総合計画の現状評価において、「一定程度の事業者がセミナーに参加しており、啓発効果が認められる。」と評価している。

しかし、具体的に事業がどの程度事業者の防災力強化に貢献できているかを測定できていない。

【意見】

事業者の防災力強化のためのBCP（事業継続計画）策定支援の取組を、客観的に評価できるような指標を設定することが望ましい。市では事業者への訪問時にBCPに関する情報提供を行うことで、策定支援を実施しているため、事業者への訪問件数（BCPの周知件数）を指標とすることも考えられる。

(2) BCP作成の必要性の周知について（意見）

【事実】

市はBCPの作成を周知するために、ホームページへの掲載、BCPセミナーの開催、企業への戸別訪問、企業へのメール配信を実施している。

【意見】

BCP作成の必要性をより一層周知するため、市報への掲載や市の公式SNSを活用することが望ましい。企業単位の周知ではないが、幅広く市民へ周知するという点が重要である。

【3】施策4-4-3 災害等に強い体制づくりの推進

1-1. 取組方針1 情報伝達体制の強化

迅速な情報の収集・伝達を行うために必要な庁内体制や関係機関との連携体制を構築します。また、防災行政無線の可聴範囲を拡大するとともに、多様な情報システムを活用した効果的な情報伝達手段の構築を図ります。

主な事務事業		防災情報システム整備事業		
担当課		総合防災課		
事業概要		災害時の迅速な応急対策の推進と地域の防災活動を支援するため、防災情報システムを整備し、災害予防と被害の軽減を図っていく。		
現状評価		近年、各地で発生している自然災害に伴い、市民の災害対策の需要は増加している。		
今後の取組		日々進歩するシステムや機器の動向を注視し、県と連携していく。		
事業費（千円）		令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費		24,422	継続（同規模）	継続（同規模）
財源内訳	国・県支出金	-		
	市債	-		
	その他	-		
	一般財源	24,422		

1-2. 主な事業の概要

市は、防災情報システム整備事業として防災行政無線、その他情報連携に係るシステム機器の整備及び管理運用を行っており、災害情報を入手するための手段としては以下のものが利用されており、様々なツールが活用されている。

手段	概要
防災行政無線システム	市役所屋上にあるアンテナ（親局）から市内各所に設置している屋外スピーカー（屋外拡声子局）を通して市民へ迅速かつ効率的に緊急・災害情報を届けることを目的とした設備であり、計 224 局の体制で運用している。
緊急速報メール （エリアメール）	携帯電話利用者に、国からの Jアラート情報や、市からの避難情報などが送信されるもの。
防災情報電話案内サービス	市の防災行政無線の放送内容や防災情報を電話で聞くことができるサービスであり、電話をかけると、録音された情報が自動的に再生されるもの。
テレビ（データ放送）	防災行政無線の放送内容をテレビのデータ放送で確認

	できるもの。
災害情報FAX配信サービス	防災行政無線の放送内容を事前に申請されたFAX番号に配信するもの。
公式SNS	防災情報や災害時の緊急情報を以下のSNSで配信している。 ・LINE（ライン） ・X（旧Twitter） ・Facebook（フェイスブック）
和歌山市防災情報メール	防災行政無線の放送内容や防災情報を登録したアドレスにメール配信するもの。

1-3. 監査の結果及び意見

（1）長期総合計画における防災情報システム整備事業の現状評価の記載内容について（意見）

【事実】

デジタル技術の向上や外国人の増加、災害の発生頻度の増加等、環境が変化している中で、防災情報システム整備事業に対する評価としては、防災行政無線とその他情報連携に係るシステム機器が現時点でも有効に活用されているか、新たなシステム機器の導入の余地がないかという視点が重要と考える。

しかし、市は当事業に対して、長期総合計画での現状評価において、「近年、各地で発生している自然災害に伴い、市民の災害対策の需要は増加している」という、当事業の必要性に対する評価の記載のみとなっている。

【意見】

防災情報システムの整備事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、当事業の必要性に対する評価に加え、長期総合計画での現状評価の記載をより充実させることを検討されたい。

2-1. 取組方針2 避難体制及び避難所運営体制の構築

災害時の安全な避難体制を確保するため、津波避難ビル等緊急避難先の整備・拡充を図るとともに、地区住民による避難経路や避難先の確認・検証及び要配慮者に係る支援体制の整備推進を図ります。また、避難行動要支援者や男女の違いに配慮した避難所運営体制の構築に努めるとともに、避難所外避難者への適切な支援体制づくりを進めます。

主な事務事業		避難場所整備事業		
担当課		総合防災課		
事業概要		災害時において、市民が円滑に避難することができるように、避難場所の指定及び避難誘導標識等の設置・維持管理を行う。		
現状評価		既存の施設について整備した分の維持管理を行うとともに、新たに避難所等の指定を受けた施設には、防災標識等を設置するようにしており、依然としてニーズがある。		
今後の取組		円滑かつ安全な避難を確保するため、防災標識等の維持管理を行うとともに、避難所運営において必要となる物品等の整備について検討を図る。		
事業費（千円）		令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費		8,242	継続（同規模）	継続（同規模）
財 源 内 訳	国・県支出金	2,733		
	市債	-		
	その他	-		
	一般財源	5,509		

2-2. 主な事業の概要

和歌山市地域防災計画（令和6年3月）において、災害の発生時に市民が円滑に避難することができるように、避難所の開設や運営についての計画や方針がまとめられている。また個々の避難所の運営については、支部運営マニュアル（支部運営の手引き）や避難所開設・運営マニュアル（避難所運営の手引き）が内包された支部活動要領（令和6年6月）にまとめられている。

支部活動要領に記載された市の支部避難所は以下の通りである。

各支部避難所一覧（ブロック別）

1ブロック	松江	松江小学校・河西中学校・河西コミュニティセンター
	木本	木本小学校
	西脇	西脇小学校・八幡台小学校・西脇中学校・和歌山北高等学校西校舎・つつじが丘テニスコート
	加太	加太小学校・加太中学校・休暇村紀州加太

2ブロック	湊	湊小学校
	野崎	野崎小学校・野崎西小学校・福島小学校・河北中学校
	貴志	貴志小学校・貴志南小学校・藤戸台小学校・貴志中学校・市民体育館・和歌山大学（体育館）
	楠見	楠見小学校・楠見東小学校・楠見西小学校・楠見中学校・和歌山北高等学校・河北コミュニティセンター
3ブロック	有功	有功小学校・有功東小学校・鳴滝小学校・有功中学校・市立和歌山高等学校
	直川	直川小学校・北コミュニティセンター
	川永	川永小学校
	紀伊	紀伊小学校・紀伊中学校
	山口	山口小学校
4ブロック	四箇郷	四箇郷小学校・四箇郷北小学校・紀之川中学校
	西和佐	西和佐小学校
	和佐	和佐小学校・高積中学校・河南コミュニティセンター・河南総合体育館
	小倉	小倉小学校・和歌山高等学校
5ブロック	三田	三田小学校
	岡崎	岡崎小学校・和歌山東高等学校・東部コミュニティセンター
	安原	安原小学校・東中学校
	東山東	東山東小学校
	西山東	山東小学校
6ブロック	宮	宮小学校・太田小学校・日進中学校・和歌山東公園（体育館含む）・向陽中学校・高等学校
	宮北	宮北小学校
	宮前	宮前小学校・東中学校
7ブロック	雑賀	雑賀小学校・西浜中学校・星林高等学校・和歌山工業高等学校・松下体育館・秋葉山公園県民水泳場
	雑賀崎	雑賀崎小学校
	和歌浦	和歌浦小学校
	名草	名草小学校・浜宮小学校・明和中学校・県立医科大学保健看護学部（体育館）・紀三井寺陸上競技場・南コミュニティセンター
	田野	
8ブロック	吹上	吹上小学校・桐蔭中学校高等学校・きのくに青雲高等学校・和歌山大学附属小・中学校（体育館）
	砂山	砂山小学校・西和中学校・県立和歌山商業高等学校
	高松	高松小学校・きのくに志学館
	今福	今福小学校
9ブロック	本町	和歌山信愛大学（体育館）
	城北	伏虎義務教育学校・和歌山城ホール
	雄湊	あいあいセンター・東京医療保健大学（屋内運動場・別館）
	中之島	中之島小学校・県立体育館（駐車場含む）
10ブロック	広瀬	広瀬小学校
	大新	大新小学校
	新南	新南小学校・城東中学校・ふれ愛センター
	芦原	芦原小学校・中央コミュニティセンター

2-3. 監査の結果及び意見

(1) 避難所に直接備蓄すべき品目及び目標数量について（意見）

【事実】

和歌山市地域防災計画（総則・予防計画）には、物資の備蓄及び確保体制の整備についての記載があり、市が備蓄している品名、数量及び保管場所が設定されているが、保管場所には避難所も含まれている。

また、備蓄物資の保管については、災害時において輸送が困難となることや地域別に予想される被害状況などを考慮し、災害発生時の迅速な供給を図るため、分散備蓄を推進している。

●物資備蓄品目（避難所を保管場所としているもの）

食料

（令和6年3月現在）

品名	数量	保管場所
アルファ化米	88,100 食	備蓄倉庫 及び避難所
乾パン	18,119 缶	
粉ミルク	200 箱	
粉ミルク（アレルギー対応）	8 缶	
液体ミルク	120 缶	
飲料水	195,290 本	

日用品等

（令和6年3月現在）

品名	数量	保管場所
簡易トイレ	414 個	備蓄倉庫 及び避難所
トイレ処理剤	116,300 回	
おむつ（大人用）	6,466 枚	
おむつ（乳幼児用）	5,936 枚	
生理用品	18,537 枚	
毛布	26,455 枚	
簡易アルミ寝袋	26,095 枚	
ブルーシート	16,215 枚	

感染症対策物品

（令和6年3月現在）

品名	数量	保管場所
消毒用アルコール液	432 本	備蓄倉庫 及び避難所
アルコールシート	206 本	
ウェットタオル	25,750 枚	
ハンドソープ	515 本	
ペーパータオル	63,000 枚	
体温計	120 本	
非接触体温計	162 本	

サーマルカメラ	103 台	
マスク	215,760 枚	
フェイスシールド	895 個	
ゴム手袋	30,000 枚	
防護服	515 着	
段ボールパーティション	11,216 セット	
クイックパーティション	927 張	
屋内テント	1,030 張	
エアマット	10,400 枚	
段ボールベッド	1,115 基	
レジ袋	41,200 枚	
ブルーシート	1,030 枚	

（出所：和歌山市地域防災計画（総則・予防計画）（令和6年3月）から一部抜粋）

市では、和歌山市地域防災計画（総則・予防計画）に基づき和歌山市備蓄計画を作成している。和歌山市備蓄計画においては、和歌山市地域防災計画（総則・予防計画）にある備蓄品を含む、発災から流通備蓄及び救援物資等が届くまでの間、緊急かつ必要不可欠な飲料水、食料、生活必需品、感染防止対策用物品のほか、避難生活に必要な資機材についての備蓄目標を設定している。

また、保管場所としている避難所の中にはスペースの都合上備蓄品の配備が難しい避難所があるため、ブロック内の避難所間で備蓄を融通できるよう、ブロック単位で最低限備蓄品を確保することを方針としている。

市では和歌山市備蓄計画に従い準備した備蓄品を備蓄物資一覧としてまとめている。備蓄物資一覧には、各避難所等の施設に保管された備蓄物品の数量が記載されている。この備蓄物資一覧を確認すると、合計数量は和歌山市備蓄計画の目標を満たしており、またブロック単位において物資備蓄品目を確保できるよう配置換えを進めているものの、すぐに必要と思われる飲料水や毛布が備蓄されていない避難所があった。備蓄倉庫及び避難所のそれぞれで備蓄すべき品目と目標数量の設定までは行われていないため、避難所運営においてすぐに必要と思われる備蓄品が不足することで、避難所運営に支障が生じる可能性が懸念される。

【意見】

災害発生時において、直ぐに避難所で使用できるよう避難所で直接備蓄すべき品目及び数量の目安について検討し、検討した結果に従い各避難所それぞれで備蓄することが望ましい。

(2) 避難所備蓄品と避難所運営物品について（意見）

【事実】

和歌山市備蓄計画では、備蓄物資支給対象者（想定避難所生活者）に支給することを前提に備蓄品目及び目標数量の設定している。その中には、感染防止対策物品の品目及び目標数量が記載されている。

対して、支部・避難所運営を効率的に行えるよう作成された支部活動要領には、運営物品情報が明記されているが、その中にも感染症対策物品として、「避難所 運営物品箱内容（感染症対策物品）」及び「その他感染症対策物品」が記載されている。

●避難所 運営物品箱内容（感染症対策物品）

No.	配置内容	数	備考欄
1	アルコール消毒液	3 本	
2	除菌アルコールティッシュ	2 個	
3	ハンドソープ	5 本	
4	ペーパータオル	3 束	
5	マスク	19 箱	1 箱 50 枚入り
6	子供用マスク	1 袋	1 袋 7 枚入り
7	フェイスシールド	3 個	
8	ゴム手袋	1 箱	1 箱 250 枚入り
9	防護服	5 着	Mサイズ2着、Lサイズ3着
10	レジ袋	8 束	1 束 50 枚入り
11	電子体温計	1 本	
12	非接触型電子体温計	1 本	

（出所：支部活動要領から抜粋）

●その他感染症対策物品（避難所によって配備状況は異なります。）

No.	配置内容	数	備考欄
1	段ボールベット	10 基	
2	エアマット	2 箱	1 箱 50 枚入り
3	ウェットタオル	1 箱	250 枚入り
4	ブルーシート	10 枚	3.6 メートル×3.6 メートル
5	屋内テント	10 帳	
6	ワンタッチパーテーション	8 帳	
7	段ボールパーテーション		避難所ごとに保管数が異なる。7 枚 1 セット
8	サーマルカメラ	1 台	

（出所：支部活動要領から抜粋）

上記の支部活動要領に記載された「避難所 運営物品箱内容（感染症対策物品）」及び「その他感染症対策物品」の物品は、和歌山市備蓄計画に基づく感染症防止対策

物品とは別に避難所に用意する物品であるかどうか不明瞭であった。

【意見】

避難所の運営において必要とする運営物品と避難所備蓄品を明確に区別し、それぞれ必要とする数量を検討し、管理することが望ましい。

(3) 避難所倉庫の視察による監査結果について（意見）

ア 選定した避難所倉庫について

市で設定している避難所は 103 か所あるが、その中から紀の川北部側より 1 か所、南部側より 1 か所を視察場所に選定した。

地区	名称	住所
城北	伏虎義務教育学校	和歌山市鷺ノ森南ノ丁 1
楠見	楠見西小学校	和歌山市市小路 31

イ 視察結果の概要

上記の各施設について、チェックした概要は以下の通りである。

No.	チェック項目
施錠管理	
1	鍵の管理者、鍵の保管方法に問題はないか
2	備蓄物資等の保管場所は施錠管理され、外部者の侵入ができないようになっているか
備蓄物資等の保管場所の状況	
3	洪水・浸水が発生した場合に、被害を受けにくい場所を保管場所としているか
4	保管場所は、避難所の中で分かりやすい場所を設定しているか
5	保管場所は、汚れや埃など、衛生面に問題はないか
備蓄物資等の状況	
6	備蓄物資等は、整頓されているか（一見して整っているか）
7	備蓄物資等は、整理されているか（順序や並べ方が整序されているか）
8	備蓄物資等の出し入れがしやすいように、出入口や通路のスペースが確保できているか
9	避難所開設時にすぐに出しやすく保管されているか
10	在庫一覧表の内容・数量と一致しているか
11	賞味期限や使用期限が切れているものは発見されなかったか
12	箱の破れや汚れが目につくものはないか
13	劣化（さび、カビ、埃、汚れ）している物は発見されなかったか

ウ 視察結果

- ① 視察した伏虎義務教育学校において、支部活動要領の運営物品情報に記載されている備蓄在庫保管一覧表には保管場所が 3 か所記載されていたが、備品が保管さ

れていた場所は2か所であり、1か所は使用されておらず、その1か所に保管されているとされた備蓄品はなかった。

その後、市と伏虎義務教育学校とが協議し、支部活動要領の運営物品情報に記載されている備蓄保管在庫一覧表に沿った配置をすることとなったが、他の避難所でも支部活動要領の運営物品情報に記載されている備蓄保管在庫一覧表と実際の備蓄品の保管場所が異なる、もしくは配置物品が異なる可能性が残っている。

【意見】

備蓄品の実地棚卸をするときには、支部活動要領の運営物品情報に記載されている備蓄保管在庫一覧表との整合性についても確認することが望ましい。

- ② 視察した伏虎義務教育学校では備蓄品が2か所に分かれて保管されていたが、それぞれの保管場所別の明細が作成されておらず、必要とする備蓄品がどの場所に保管されているかがすぐに分かる状況にはなかった。

【意見】

避難所備蓄品について、保管場所が2か所以上に分かれる場合には、必要とする備蓄品をすぐに取りに行けるよう、それぞれの場所に何がどれだけ保管されているかが分かる資料を作成することが望ましい。

(4) 避難所の季節を考慮した対策について（意見）

【事実】

支部・避難所運営を効率的に行えるよう作成された支部活動要領内の「避難所開設・運営マニュアル（避難所運営の手引き）」には、避難上の状況想定として、季節を考慮した対策の記載がある。

●季節を考慮した対策

・冷暖房設備の整備

避難所内の温度環境に配慮するため、冷暖房機器等の整備を検討する。

・生鮮食料品等の保管設備の整備

梅雨や夏期の高温多湿期の食品衛生を確保するため、冷蔵設備・機器の整備を検討する。

・簡易入浴施設の確保

避難者の衛生・健康保持のため、簡易入浴施設の整備を検討する。

（出所：避難所開設・運営マニュアル（避難所運営の手引き）から抜粋）

しかし、いずれの対策も検討段階でとどまっているため、季節を考慮した避難所運営が必要となったときに対策が遅れたことで、避難所運営に支障がでる可能性がある。

【意見】

支部活動要領内の「避難所開設・運営マニュアル（避難所運営の手引き）」に記載のある、季節を考慮した対策はいずれも検討段階でとどまっているため、さらに一歩前に進めた議論をし、準備を進めることが望ましい。

3-1. 取組方針3 被災者生活支援体制の整備

大規模災害発生時の物資確保の困難性を勘案し、食料、飲料水及び女性や高齢者に配慮した生活必需品の備蓄を推進するとともに、民間事業者との連携による流通物資調達体制の構築を図ります。また、迅速に罹災証明書を交付するため、被害状況調査員及び建築士会等による住家被害認定調査体制を構築するとともに、被災者台帳の作成並びに罹災証明書を交付するためのシステム環境の整備を進めます。

主な事務事業		【再掲】地域防災事業		
担当課		地域安全課		
事業概要		東海・東南海・南海地震などの大規模災害時に備え、最低限必要な物資の備蓄を行う。		
現状評価		多くの備蓄品は目標数を達成している。		
今後の取組		要配慮者に配慮した物品の充実を図るなど、さらなる備蓄体制の強化を図る。		
事業費（千円）		令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費		28,842	継続（同規模）	継続（同規模）
財源内訳	国・県支出金	5,910		
	市債	-		
	その他	-		
	一般財源	22,932		

3-2. 主な事業の概要

和歌山市地域防災計画（総則・予防計画）には、物資の備蓄及び確保体制の整備として、備蓄にかかる計画が記載されている。

●計画の方針

本市は、平成26年公表の「東海・東南海・南海3連動地震」による被害想定及び県の「地震被害対策のための備蓄基本方針」を基に、震災直後における物資確保の困難性を勘案し、県、市民、自主防災組織、事業所等と連携し、緊急輸送ルートが確立されるまでの3日分の「生命の維持と最低限度の生活の維持」に必要な物資の備蓄体制を推進する。

食料備蓄量（9食／3日分）の割合は、次の通りを基本とする。

- ・市備蓄1／3（3食／1日分）
- ・県備蓄1／3（3食／1日分）
- ・市民備蓄1／3（3食／1日分）

●行政備蓄の推進

市（危機管理部）は、平成 26 年公表の「東海・東南海・南海 3 連動地震」による想定避難所生活者数（88,300 人）を基に食料等を備蓄するとともに、毛布・オムツ・マスク・消毒液等、最低限度避難所生活に必要な生活必需品等その他アレルギー保有者や乳幼児及び女性に配慮した備蓄を推進する。

推進する食料等の備蓄数量は、阪神淡路大震災の事例に基づき、以下の通りとする。

① 食料

想定避難所生活者数（88,300 人）の 1.2 倍を対象者数として、一人（3 食／1 日分）の内、1／3 を直接備蓄（106,000 食）。

② 飲料水

想定避難所生活者数（88,300 人）を対象者数として、一人（3ℓ／1 日分）の内、1／3 を直接備蓄（88,300ℓ）。

③ 毛布

想定避難所生活者数（88,300 人）を対象者数として、一人（2 枚）が必要であり、市備蓄（1／3）の内、1／3 を直接備蓄（19,623 枚）。

（出所：和歌山市地域防災計画（総則・予防計画）（令和 6 年 3 月）から一部抜粋）

また、備蓄保管場所は、備蓄倉庫のほか、公立小中学校をはじめとする各避難所とし、分散備蓄を推進することとしている。

参考：市の備蓄倉庫

和歌山市備蓄倉庫（雄松町 3 丁目 17－1）

和歌山市第二備蓄倉庫（平井 470－1）

和歌山市第三備蓄倉庫（野崎 204－3）

和歌山市第四備蓄倉庫（中之島 803－14）

和歌山市保健所備蓄倉庫（吹上 5 丁目 2－15）

●分散備蓄

市（危機管理部）は、災害発生時の迅速な供給を図るため、次の通り備蓄物資、保管場所等について管理・活用を図り分散備蓄を推進する。

- ① 備蓄倉庫及び小中学校の空き教室等の活用
- ② 状況に応じた備蓄物資の配置転換及び定期的な点検・整理
- ③ 使用物資が発生した場合の即時補強

- ④ 有効期限のある物資についての、期限毎の区分け保管及び、期限が切れる前の活用（防災訓練での使用など）

（出所：和歌山市地域防災計画（総則・予防計画）（令和6年3月）から一部抜粋）

3-3. 監査の結果及び意見

（1）備蓄品の保管場所について（意見）

【事実】

和歌山市地域防災計画（総則・予防計画）では、備蓄倉庫の整備について、以下のように計画している。

●備蓄倉庫の整備

市は、紀の川を境として、南部側に3か所、北部側に2か所を目標とし、備蓄倉庫の整備を推進する。

（出所：和歌山市地域防災計画（総則・予防計画）（令和6年3月）から一部抜粋）

これは、災害時において輸送が困難となることや地域別に予想される被害状況などを踏まえ、適正な配分バランスを考慮することとしたものである。また、南部側の保健所備蓄倉庫に医療品集積所を設置し、県及び市薬剤師会等関係機関の協力のもと、医薬品、医療用資器材等を調達・確保することになるため、要配慮者向け備蓄品は保健所の備蓄倉庫にて一括で保管している。

市の備蓄倉庫

紀の川 北部/南部	市の備蓄倉庫	住所
南部	和歌山市備蓄倉庫	和歌山市雄松町3丁目17番地の1
北部	和歌山市第二備蓄倉庫	和歌山市平井470番地の1
北部	和歌山市第三備蓄倉庫	和歌山市野崎204番地の3
南部	和歌山市第四備蓄倉庫	和歌山市中之島803番地の14
南部	和歌山市保健所備蓄倉庫	和歌山市吹上5丁目2番15号
その他	避難所備蓄倉庫（103か所）	

しかし、すべての種類の備蓄品が紀の川の北部側、南部側でそれぞれ保管されているわけではなく、北部側には保健所備蓄倉庫がないため、紀の川北部側と南部側で分けた場合に、すべての種類の備蓄品が網羅的に確保できる体制にはなっていない。

○備蓄品のうち、大部分が1か所に集約されて保管されているもの

紀の川 北部/南部	市の備蓄倉庫	備蓄品
南部	和歌山市備蓄倉庫	
北部	和歌山市第二備蓄倉庫	ごみ袋
北部	和歌山市第三備蓄倉庫	
南部	和歌山市第四備蓄倉庫	着替え（乳児服）、タオル、携行缶
南部	和歌山市保健所備蓄倉庫	大人用紙パンツ、尿パッド、着替え（ジャージパンツ）、 乳幼児用紙おむつ、おしりふきコットン・ 携帯用おしり洗浄器 サニタリーショーツ、おりものシート、中 身の見えないポリ袋 食器類（皿、スプーン、コップ）、ラップ 鍋類、加熱器具（カセットコンロ・カセッ トガス） ポリ手袋

【意見】

備蓄品の確保が紀の川北部側と南部側でそれぞれ完結できるよう、備蓄品の配置を検討することが望ましい。

（2）備蓄倉庫の視察による監査結果について（意見）

【事実】

ア 選定した視察場所について

市で設定している備蓄倉庫は5か所あるが、その中から紀の川北部側より1か所、南部側より1か所を視察場所に選定した。

紀の川 北部/南部	市の備蓄倉庫	住所
北部	和歌山市第二備蓄倉庫	和歌山市平井 470 番地の 1
南部	和歌山市第四備蓄倉庫	和歌山市中之島 803 番地の 14

イ 視察結果の概要

上記の各施設について、チェックした概要は以下の通りである。

No.	チェック項目
施錠管理	
1	鍵の管理者、鍵の保管方法に問題はないか
2	備蓄物資等の保管場所は施錠管理され、外部者の侵入ができないようになっているか

備蓄物資等の保管場所の状況	
3	洪水・浸水が発生した場合に、被害を受けにくい場所を保管場所としているか
4	保管場所は、頭をぶつける、つまづくなど、安全性に問題はないか
5	保管場所は、汚れや埃など、衛生面に問題はないか
備蓄物資等の状況	
6	備蓄物資等は、整頓されているか（一見して整っているか）
7	備蓄物資等は、整理されているか（順序や並べ方が整序されているか）
8	備蓄物資等の出し入れがしやすいように、出入口や通路のスペースが確保できているか
9	保管場所のロケーション図が作成されているか
10	在庫一覧表の内容・数量と一致しているか
11	賞味期限や使用期限が切れているものは発見されなかったか
12	箱の破れや汚れが目につくものはないか
13	劣化（さび、カビ、埃、汚れ）している物は発見されなかったか

ウ 視察結果

- ① 視察した第四備蓄倉庫は紀の川近くに位置し、ハザードマップによると、洪水リスクのあるエリアに建てられているため、浸水リスクを認識し、床面を地面より1メートルほど高くして倉庫を建てている。

しかし、水に弱い段ボールパターションが床置きで保管されており、土嚢袋が備蓄されていないといった状態にあった。

【意見】

全ての備蓄倉庫において、土嚢袋を確保する、水に弱い備蓄品の配置に留意する等、浸水リスクに対する意識をさらに高めることが望ましい。

- ② 第二倉庫、第四倉庫とも、倉庫内に棚が設置され、棚の上段から下段まで備蓄品が保管されている。下段には比較的重いものを、保管に際し、上段には比較的軽い備蓄品（毛布等）を保管するように配慮している。しかし一部の棚には落下防止柵が設置されているものの、大部分は落下防止柵が設置されておらず、備蓄品が落下する危険性が残るものであった。

【意見】

地震発生時（余震含む）に落下により備蓄品が壊れる、備蓄品配送作業時に落下物でけがをすることを防止するため、倉庫内備蓄品の落下防止策を検討することが望ましい。

4-1. 取組方針4 応援体制の推進

大規模広域災害が発生した場合に備え、広域的な相互応援体制の確立を推進するとともに、災害の拡大防止を図るため、民間事業者との協力体制の構築に努めます。

主な事務事業		広域応援体制整備事業		
担当課		総合防災課		
事業概要		ヘリコプターによる広域応援体制を構築するため、和歌山県防災ヘリコプター運航連絡協議会に参画し、協議会運営のための負担金を支出する。		
現状評価		出動要請に基づき、救助案件や救急案件、応急対策活動に協議会として対応している。		
今後の取組		出動要請に基づき、救助案件や救急案件、応急対策活動に協議会として引き続き対応していく。		
事業費（千円）		令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費		23,900	継続（同規模）	継続（同規模）
財 源 内 訳	国・県支出金	-		
	市債	-		
	その他	-		
	一般財源	23,900		

4-2. 主な事業の概要

大規模災害発生時には、高速道路や鉄道は壊滅的な被害を受け、一般道路も交通が輻輳し、緊急車両等の動きがとれず、救助や支援活動が困難な状況となる。このことから、市長は、本部会議の決定に基づき、広域のかつ機動的な活動ができる和歌山県防災ヘリコプターの運航を要請する必要がある。

県（知事）に対する県防災ヘリコプターの運航要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は次の通りである。

- ・災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- ・発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- ・その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

4-3. 監査の結果及び意見

本取組方針に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

5-1. 取組方針5 緊急事態に対する体制整備

テロや感染症の発生などの特定危機事象や武力攻撃などの緊急事態に対し、関係機関と連携した迅速な情報伝達や応急対応ができる体制の強化を図ります。

主な事務事業		【再掲】和歌山市地域防災計画整備事業		
担当課		総合防災課		
事業概要		市域の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧対策等についての事項を定めた各種防災関係計画を策定し、防災活動を総合的、かつ計画的に実施する。		
現状評価		自然災害が懸念されており、ニーズは増大している。		
今後の取組		各種新想定や対策等について迅速な地域防災計画への反映を推進する。		
事業費（千円）		令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費		1,309	継続（同規模）	継続（同規模）
財 源 内 訳	国・県支出金	172		
	市債	-		
	その他	-		
	一般財源	1,137		

「施策4-4-1 災害に強いまちづくりの推進【取組方針5】復旧・復興計画の事前策定」の再掲のため、記載を省略する。

【4】その他

1. 監査の結果及び意見

(1) ホームページに掲載されている公表資料について（意見）

【事実】

ホームページに掲載されている「和歌山市市有建築物耐震化促進計画（概要）」には、いくつか古い記載が残っており、最新の情報に更新されていない箇所がある。この場合、市民の目線では計画が定期的に更新されていないと認識し、形骸化しているのではないかと誤認する恐れがある。

例えば、以下の通りである。

「耐震化の対象施設」の対象規模の施設数が平成 20 年 4 月 1 日現在となっている

平成 20 年 4 月 1 日現在、対象規模の施設数（住宅以外）（棟）

	対象規模構造の施設数	うち対象建築年次の施設数
小・中・高等学校施設	370	271
上記以外の施設	347	202
計	717	473

【意見】

ホームページに掲載されている公表資料は、最新の情報に更新するのが適切である。また、計画の内容を定期的に見直す機会がないのであれば、定期的に見直しを行い更新する機会を設けることが望ましい。